

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成25年 8 月 5 日
【会社名】	株式会社ジーンテクノサイエンス
【英訳名】	Gene Techno Science Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河南 雅成
【本店の所在の場所】	札幌市中央区北二条西九丁目 1 番地
【電話番号】	011-876-9571（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 上野 昌邦
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目 8 番 9 号
【電話番号】	03-3517-1353（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 三ツ木 勝俊
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 201,790,400円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	41,900株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成25年8月5日開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	41,900株	201,790,400	100,895,200
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	41,900株	201,790,400	100,895,200

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、100,895,200円であります。

##### (2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
4,816	2,408	100株	平成25年8月22日（木）	-	平成25年8月22日（木）

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 当社は、新株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定であります。払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当による新株式発行は行われないこととなります。
3. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。
4. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ジーンテクノサイエンス 管理部	札幌市中央区北二条西九丁目1番地

##### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 日本橋支店	東京都中央区日本橋室町四丁目3番18号

#### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
201,790,400	3,500,000	198,290,400

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。  
 2. 発行諸費用の概算額3,500,000円には、弁護士報酬費用、有価証券届出書作成費用、変更登記費用等が含まれます。

## (2)【手取金の使途】

## a 具体的な使途及び支出予定時期

調達する資金の具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
開発番号GBS-002～009のうち1品目について、産生細胞を自社構築する方法から社外導入する方法に変更することに伴う開発費の増加額	58	平成25年8月～ 平成25年9月
上記1品目について、製法・品質の検討及び非臨床試験の際に利用する外部委託先を変更することに伴う開発費の増加額	140	平成25年9月～ 平成27年3月

- (注) 1. 上記の使途及び金額は、現時点での当社の研究開発方針を前提として、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、当社が研究開発方針を変更した場合あるいは研究開発環境の変化があった場合など、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、研究開発が順調に進捗した場合を前提としており、今後の研究開発の進捗状況に応じて変更される可能性があります。  
 2. 調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行等の安全な金融機関において管理いたします。

## b 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、平成24年11月の公募増資並びに平成25年5月の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行により、バイオ後続品のパイプライン拡充のための研究開発資金を調達いたしました。当該資金のうち2,000百万円はPEG-G-CSF（GBS-010）の米国での臨床試験を含む開発資金に、また、800百万円はGBS-002～009のうち4品目（以下、「その他4品目」という。）の臨床試験入りまでの開発資金に充当することとしており、計5品目のバイオ後続品について予算を設定し、開発に着手しております。

バイオ後続品の開発過程は、大きく分けて、製法・品質の検討、非臨床試験、臨床試験から構成されます。製法・品質の検討では、まずバイオ医薬品の原薬製造の根幹である産生細胞を自社で構築あるいは社外から導入いたします。産生細胞を自社で構築する場合、当社はファブレス型企業であることから、外部委託先に委託して産生細胞を構築させ、成果物である産生細胞の産生効率を評価いたします。この過程には数ヶ月を要しますが、期待する産生効率の産生細胞が構築できれば、その後の工程である原薬製造方法の最適化、既存バイオ医薬品との品質的な比較、製剤における最適処方等の検討、薬効及び安全性を評価するための非臨床試験に進むことが可能となります。一方、期待する産生効率の産生細胞が構築できなかった場合には、試行錯誤により同じ工程を繰り返さなければなりません。また、産生細胞の産生効率は、将来的に原薬の製造コストにも大きな影響を与えます。このため、産生細胞の構築過程は、開発期間及び将来の収益性に大きな影響を与える重要なプロセスであると言えます。

本第三者割当による調達資金は、その他4品目のうち1品目に充当する予定であります。当該開発品は、平成25年5月に転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権を発行した際の資金使途の一つとしております。このため、当該開発品については、既に一定額の資金を調達済みであり、開発予算も設定しておりますが、開発計画の立案に着手した段階にあり、現時点では具体的な支出は発生しておりません。

このため、当該開発品については、平成25年5月に調達した資金の全額が未充当のまま残っておりますが、当該資金は産生細胞の自社構築を前提としたものであります。今般、産生効率の高い産生細胞を有する企業との接点が得られたことから、開発期間を大幅に短縮することを目的として、産生細胞を当該企業から導入し、産生細胞の自社構築に係る過程を省略する方針に変更いたしました。これに伴い、産生細胞の自社構築に要する資金が不要となる一方、産生細胞の導入に係る費用が発生することになります。当該差額として増加が見込まれる58百万円に、本第三者割当による調達資金の一部を充当する予定であります。

一方で、その後の原薬製造方法の最適化などの工程についても、割当予定先のネットワークを通じてグローバル対応が可能な高い経験値を有する外部委託先を紹介いただいたことから、開発を迅速かつ確実に進めるため、当初見込んでいた先から当該先への委託先変更を行うことといたしました。当該委託先変更に伴い、委託費用の増加として見込まれる140百万円に、本第三者割当による調達資金の残額を充当する予定であります。

当社は、産生効率の高い産生細胞を社外から導入し、かつ、グローバル対応が可能な高い経験値を有する外部委託先を活用することにより、製法・品質の検討及び非臨床試験を迅速かつ確実に進めることで、早期の臨床試験入りと将来の収益性の向上を図ることができるものと考えております。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要	
名称	伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社
本店の所在地	東京都港区北青山二丁目5番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 牧田 慎一郎
資本金	1,100,000,000円
主な事業内容	医薬関連及び精密化学品の輸出入、国内販売等
主たる出資者及び出資比率	伊藤忠商事(株) 100.00%
b 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成25年8月2日現在のものです。

## c 割当予定先の選定理由

割当予定先である伊藤忠ケミカルフロンティア(株)は、東京証券取引所市場第一部に上場している伊藤忠商事(株)の100%子会社であることから、社会的信用力の高い企業であります。同社は、世界中の原薬・製剤メーカーから高品質の医薬品原料及び医薬品を仕入れ、日本の製薬企業等に安定的に供給する重要な役割を担っております。特にジェネリック医薬品市場の拡大に伴い、安定供給の重要性が増す中で、海外供給メーカーの自主査察、自社試験室における品質試験及び管理並びに薬事申請業務対応を充実させることで、医薬品の安定供給の基盤を支えております。さらに、近年需要が大幅に増加している抗がん剤分野において、他社に先んじてジェネリック抗がん剤の輸入事業に着手し、我が国におけるジェネリック抗がん剤の普及の一端に貢献しております。

このように、同社は医薬品原料及び医薬品の輸入事業を通じて、世界中に広範なネットワークを有していることから、当社は上場前から同社と定期的に情報交換を行い、バイオ後続品開発について業務提携の可能性を探ってまいりました。しかしながら、当初はバイオ後続品開発に必要な経営資源が充足できず、提携には至りませんでした。その後、当社は上場及びその後のファイナンスにおいて開発資金を確保し、また、開発の推進に必要な人材の補強も行いました。一方で、同社もその後のマーケティング活動を通じて、バイオ後続品を開発する上で必要な外部委託先の探索を進めてきました。この度、両社の経営資源を組み合わせることで、バイオ後続品の開発を迅速に進めることができると判断し、バイオ後続品開発についての業務提携契約を締結し、併せて資本提携を行うことといたしました。

本業務提携契約の内容は、「第1募集要項 4新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途 b資金使途の合理性に関する考え方」に記載のとおり、その他4品目のうち1品目について共同開発を行うものであります。本共同開発における伊藤忠ケミカルフロンティア(株)の役割は、同社の有する国内外のネットワークを最大限に活用し、バイオ後続品を開発する上で最適な外部委託先や最終的に医薬品の販売を担う製薬企業を探索することにあります。一方、当社の役割は、外部委託先の評価及び選定を経て、当該外部委託先をコントロールし、非臨床試験までの開発業務を円滑に推進することにあります。

当社は製造設備などを有しないファブレス型企業であることから、バイオ後続品の開発過程で様々な外部委託先を利用することになります。このため、質の高い外部委託先を探索することはバイオ後続品開発の加速化を図る上で非常に重要な要素と考えております。伊藤忠ケミカルフロンティア(株)は、世界中の原薬・製剤メーカーから高品質の医薬品原料及び医薬品を仕入れ、日本の製薬企業等に安定的に供給する重要な役割を担っていることから、国内外における広範なネットワークを有しております。実際に、今回共同開発の合意に至ったその他4品目のうち1品目についても、開発の加速化に資すると考えられる有望な外部委託先を紹介いただいております。当社においても外部委託先の探索は常に行っておりますが、特に海外におけるネットワークは充足されているとは言えず、同社のネットワークと外部委託先探索ノウハウは当社にとって非常に有用なものであります。一方で、同社はジェネリック医薬品の輸入事業において実績を有しておりますが、バイオ後続品の開発ノウハウ自体は有しておりません。このため、当社の開発ノウハウと同社のネットワーク等を組み合わせることで、バイオ後続品開発を加速するために十分な経営資源が整うものと考えております。

このように、当社のノウハウと伊藤忠ケミカルフロンティア(株)のネットワークを組み合わせることで、バイオ後続品開発におけるシナジーが見込めるものと考えております。本業務提携契約は、その他4品目のうち1品目の共同開発について合意したものであります。同社とのシナジーは他の開発品についても同様に見込むことができるため、本業務提携と併せて出資契約を締結し、資本提携を行うこととしたものであります。同社が当社株式を保有することで、本業務提携契約で定める1品目以外についても、優良な外部委託先や製薬企業を当社に紹介するインセンティブとなります。このような考えから、同社は割当予定先として最適な先であり、本第三者割当により企業価値の向上が図れるものと考えております。

d 割り当てようとする株式の数

41,900株

e 株式等の保有方針

割当予定先である伊藤忠ケミカルフロンティア㈱は、当社との提携関係を強化し、バイオ後続品の共同開発を円滑に進めることを目的として、本第三者割当による新株式を引き受け、当該目的に照らして必要な期間保有する方針である旨を、当社は口頭で確認しております。

なお、当社は、割当予定先が本第三者割当により取得した新株式の全部又は一部を払込期日から2年以内に譲渡した場合は、当該譲渡に関する内容を直ちに当社に書面で報告すること、当社が当該報告内容を㈱東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である伊藤忠ケミカルフロンティア㈱の財務諸表を入手し、同社の業況は堅調に推移しており、本第三者割当に係る払込金額を十分に上回る流動性の高い資産を当社が保有していることを確認しております。加えて、同社は親会社である伊藤忠商事㈱との間でグループファイナンスを行っており、機動的な資金の貸借が可能であります。当社は、平成25年3月期末における伊藤忠商事㈱の財務諸表を入手し、現預金残高が317,398百万円あることを確認しており、割当予定先は払込みに要する十分な資金調達余力を有するものと判断いたしました。

g 割当予定先の実態

割当予定先である伊藤忠ケミカルフロンティア㈱は、東京証券取引所市場第一部に上場している伊藤忠商事㈱の100%子会社であります。伊藤忠商事㈱では、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況が明文化されているほか、割当予定先を含む伊藤忠グループ全体に対する規範として「伊藤忠グループ企業理念&企業行動基準」が定められ、当該基準には「反社会的勢力および団体とは、断固として対決」する旨が明記されていることを確認しております。また、インターネット検索サイトによるキーワード検索を行った結果、割当予定先及び伊藤忠商事㈱並びに両社の役員全員について、反社会的勢力との関係が疑われる情報は認められませんでした。加えて、本日付で割当予定先と締結した出資契約書及び業務提携契約書において、反社会的勢力とは関係がない旨の表明及び保証を受けており、当該表明及び保証に違反した場合は契約を解除できる旨の条項を設けております。

なお、当社は、割当予定先関係者が暴力団等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を㈱東京証券取引所に提出しております。

## 2 【株式等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3【発行条件に関する事項】

#### a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

発行価格につきましては、割当予定先である伊藤忠ケミカルフロンティア㈱との協議を経て、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日（平成25年8月2日）を基準とした過去3ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に対し10%のディスカウントである4,816円といたしました。

参考までに、当該発行価格は、取締役会決議日の直前営業日の終値3,615円に対し33.2%のプレミアム、取締役会決議日の直前営業日を基準とした過去1ヶ月間の終値の平均株価4,108円に対し17.2%のプレミアム、過去6ヶ月間の終値の平均株価4,210円に対し14.4%のプレミアムとなっております。

当該発行価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日）において、原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であることが要請されております。上記のとおり、本第三者割当の発行価格は、取締役会決議日の直前営業日の終値3,615円に対し33.2%のプレミアムであり、当該指針の要請にかなうものと考えております。

なお、当該発行価格について、取締役会決議日の直前営業日を基準とした過去3ヶ月間の終値の平均値を基準といたしましたのは、以下の理由によるものであります。

東京証券取引所における当社普通株式の終値は、取締役会決議日の直前営業日を基準とした過去6ヶ月間において、最高値は10,460円（平成25年5月7日）、最安値は1,646円（平成25年2月19日）となっており、株価変動性が非常に高い状態にあります。このため、極端な高値や安値の影響を緩和し、株価変動を平準化するための一つの手法として、平均値を用いることには一定の合理性があるものと考えております。

平均値を算定する期間といたしましては、当社は平成25年5月1日付で大規模な第三者割当を行い、事業方針についても大きく転換していることから、それ以前の株価の影響を極力抑えることが合理的であると判断し、過去3ヶ月間の平均値を採用いたしました。

発行決議日前日という一時点の株価を採用するスキームでは、株価の状況により発行決議日を変更することで、当社と割当予定先との間で恣意的に発行条件を決定することが可能となります。一方、一定期間の平均値を採用した場合には、発行決議日を変更することにより発行条件が大きく変動しないため、発行に当たりこのような操作が行われる誘因を排除できるものと考えております。

日本証券業協会の上記指針では、例外規定として、直近日又は直近日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、株式の発行に係る取締役会決議の直前日までの一定期間（最大6ヶ月）の平均値に0.9を乗じた額以上とすることも認められております。本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日を基準とした過去3ヶ月間の終値の平均値は、直前営業日の終値3,615円に対し48.0%のプレミアムとなっております。このため、当該例外規定に照らしても、取締役会決議日の直前営業日を基準とした過去3ヶ月間の終値の平均値に10%のディスカウントを適用することは、直前営業日の終値を考慮した合理的な水準の調整であると考えられます。

なお、後記「6大規模な第三者割当の必要性（3）既存株主への影響に関する取締役会の判断過程」に記載の社外監査役2名を含む第三者委員会並びに常勤監査役である林昭彦氏からは、本第三者割当の発行価格は、東京証券取引所における客観的な市場価格に基づき、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日）に準拠して決定されており、取締役会決議日の直前営業日の終値に対し33.2%のプレミアムであることから、割当予定先に特に有利でないとは判断した旨の意見表明を受けております。

#### b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当により増加する株式数は41,900株であり、当社の平成25年8月2日現在の発行済株式総数2,105,100株（総議決権数21,051個）に対して1.99%（議決権比率1.99%）の割合で希薄化が生じます。

なお、当社は、平成25年5月1日付で第三者割当の方法により転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権を発行しております（以下、「別件第三者割当」という。）。本第三者割当は、別件第三者割当から6ヶ月以内に実施されるものであり、別件第三者割当により発行される転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権に係る潜在株式数1,483,033株と本第三者割当により発行される新株式41,900株を合計すると1,524,933株となり、別件第三者割当決議時点の発行済株式総数2,081,100株に対して73.28%の希薄化となります。

当社は、別件第三者割当の際、71.26%の希薄化を伴うため、平成25年4月26日に臨時株主総会を開催し、株主の意思確認を行っており、97.98%の賛成により承認可決されております。このため、既に株主の意思確認は一旦行われており、本第三者割当による希薄化率の増加は2.02ポイントに過ぎず、客観的にみて、当該臨時株主総会において示された株主の意思を覆す水準ではないと判断しております。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当により増加する株式数は41,900株であり、当社の平成25年8月2日現在の発行済株式総数2,105,100株(総議決権数21,051個)に対して1.99%(議決権比率1.99%)の割合で希薄化が生じます。

また、本第三者割当は、別件第三者割当から6ヶ月以内を実施されるものであり、別件第三者割当により発行される転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権に係る潜在株式数1,483,033株と本第三者割当により発行される新株式41,900株を合計すると1,524,933株となり、別件第三者割当決議時点の発行済株式総数2,081,100株に対して73.28%の希薄化となります。

したがって、本第三者割当による新株式の発行は、別件第三者割当との通算により、大規模な第三者割当に該当いたします。

#### 5【第三者割当後の大株主の状況】

##### (1) 本第三者割当による異動状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	81,500	3.87	81,500	3.80
清藤 勉	群馬県高崎市	77,700	3.69	77,700	3.62
道銀どさんこ2号投資事業 有限責任組合	札幌市北区北7条西2-20	73,300	3.48	73,300	3.41
ネオステラ1号投資事業有 限責任組合	東京都中央区日本橋1-17 -10	60,000	2.85	60,000	2.79
安田企業投資4号投資事業 有限責任組合	東京都千代田区麹町3-3 -8	55,600	2.64	55,600	2.59
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区桜丘町20-1	50,100	2.38	50,100	2.33
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1-2-10	49,000	2.33	49,000	2.28
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川4-12 -3	44,400	2.11	44,400	2.07
伊藤忠ケミカルフロンティア 株式会社	東京都港区北青山2-5-1	-	-	41,900	1.95
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町2-4 -1	41,637	1.98	41,637	1.94
長瀬産業株式会社	東京都中央区日本橋小舟町 5-1	40,000	1.90	40,000	1.86
計	-	573,237	27.23	615,137	28.65

(注) 1. 募集前の持株比率は、平成25年3月31日現在の株主名簿上の株式数に、平成25年4月以降の新株予約権行使による増加株式数24,000株を加算し、平成25年8月2日までに大量保有報告書等により確認できる異動を加味して算出しております。

2. 募集後の持株比率は、募集前の株式数をもとに、本第三者割当により増加する株式数を加えて算出しております。



## (2) 本第三者割当と別件第三者割当を通算した場合の異動状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
ウィズ・ヘルスケアPE1号 投資事業有限責任組合	東京都港区愛宕2-5-1	-	-	1,483,033	40.85
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	81,500	3.87	81,500	2.25
清藤 勉	群馬県高崎市	77,700	3.69	77,700	2.14
道銀どさんこ2号投資事業 有限責任組合	札幌市北区北7条西2-20	73,300	3.48	73,300	2.02
ネオステラ1号投資事業有 限責任組合	東京都中央区日本橋1-17 -10	60,000	2.85	60,000	1.65
安田企業投資4号投資事業 有限責任組合	東京都千代田区麹町3-3 -8	55,600	2.64	55,600	1.53
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区桜丘町20-1	50,100	2.38	50,100	1.38
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1-2-10	49,000	2.33	49,000	1.35
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川4-12 -3	44,400	2.11	44,400	1.22
伊藤忠ケミカルフロンティア 株式会社	東京都港区北青山2-5-1	-	-	41,900	1.15
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町2-4 -1	41,637	1.98	41,637	1.15
長瀬産業株式会社	東京都中央区日本橋小舟町 5-1	40,000	1.90	40,000	1.10
計	-	573,237	27.23	2,098,170	57.80

(注) 1. 募集前の持株比率は、平成25年3月31日現在の株主名簿上の株式数に、平成25年4月以降の新株予約権行使による増加株式数24,000株を加算し、平成25年8月2日までに大量保有報告書等により確認できる異動を加味して算出しております。

2. 募集後の持株比率は、募集前の株式数をもとに、本第三者割当により増加する株式数を加算し、別件第三者割当による新株予約権付社債及び新株予約権が全て転換及び行使された場合に増加する株式数を加えて算出しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

## (1) 目的及び理由

当社は、G-CSF (GBS-001) に続くバイオ後続品の早期上市を達成し、安定的な経営基盤を実現することが、株主価値の最大化に資するものと考えております。このような考えから、当社は、別件第三者割当により、バイオ後続品のパイプライン拡充のための研究開発資金を調達いたしました。

バイオ後続品の開発費用は、バイオ新薬と比べて相対的に少なく済むものの、当社の企業規模に比して多額なものであります。このため、別件第三者割当の際は、必要以上に株式価値の希薄化が生じないように最大限の留意を払いました。具体的には、各開発品について目標となるステージに至るまでの最低限の開発費用を見積り、また、必要以上の希薄化が生じないように、潜在株式型のスキームを採用いたしました。

このように、別件第三者割当の主な目的は、複数のバイオ後続品開発を平行して進めるに当たり、資金不足により開発が進められない状況を回避し、ビジネスチャンスを逸しないことにあります。一方で、本第三者割当の主な目的は、共同開発パートナーが得られたことを踏まえ、当該開発品について開発の加速化を図るための資金を調達することにあります。

今回の追加資金により、産生細胞を社外から導入し、かつ、グローバル対応が可能な高い経験値を有する外部委託先を活用することで、早期の臨床試験入りと将来の収益性の向上を図ることができるものと考えております。

(2) 当該資金の調達方法と選択理由

本第三者割当の目的は、その他4品目のうち1品目について共同開発パートナーが得られたことを踏まえ、開発を加速化するための資金を調達することにあります。このため、直ちに開発投資を開始する必要があることから、調達額及び調達時期に不確実性を伴う新株予約権等の潜在株式は不適當であると考えられます。また、銀行借入、社債などの負債による調達の場合、本共同開発品の収益が得られるまでの期間が長く、将来収益が得られない可能性もあるため、財務リスクを高めるというデメリットがあります。このため、今回の調達方法といたしましては、確実な資金的裏付けが得られる新株発行の形態を採用いたしました。

さらに、割当予定先との資本提携により、本共同開発品以外の開発品についてもシナジーが見込めることから、その手段としても本第三者割当は重要であると考えております。なお、資本提携の詳細につきましては、前記「1割当予定先の状況 c割当予定先の選定理由」をご参照下さい。

(3) 既存株主への影響に関する取締役会の判断過程

本第三者割当は、前記「4大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、別件第三者割当から6ヶ月以内に実施されるものであり、これを一体としてみた場合、合計で別件第三者割当決議時点の総議決権数に対する希薄化は73.28%となり、25%以上の希薄化が生じるため、大規模な第三者割当に該当いたします。このため、経営者から一定程度独立した者として、当社の顧問弁護士ではない社外有識者である高橋謙氏（弁護士）並びに当社の社外監査役であり、かつ、(株)東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である森正人氏（公認会計士）及び甚野章吾氏（公認会計士）の3名によって構成される第三者委員会を設置し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を平成25年8月2日付で入手しております。

本第三者割当は、割当予定先との業務提携により製品開発の加速化が促進され、収益機会の拡大が期待できることから、当社の企業価値及び株式価値の向上に資するものであり、その必要性が認められる。また、別件第三者割当についても、平成25年2月28日付有価証券届出書に記載のとおり、その必要性及び希薄化の規模について合理性が認められる。

割当予定先である伊藤忠ケミカルフロンティア(株)は、東京証券取引所市場第一部に上場している伊藤忠商事(株)の100%子会社であり、信用力が高く、また、本業務提携の目的のために必要な医薬品事業に関するネットワーク等を有していると認められることから、割当予定先として適切であると判断できる。また、当社は、他の候補先との比較を含め、上場前から伊藤忠ケミカルフロンティア(株)との業務提携の可能性を検討しており、十分な時間をかけて割当予定先の選定が行われている。

本第三者割当は、業務提携に伴う資本提携という性格上、他の調達方法と比較するまでもなく、資金調達方法として合理性があるものと認められる。また、発行価格についても、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日）に準拠して決定されており、取締役会決議日の直前営業日の終値に対し33.2%のプレミアムであることから、割当予定先に特に有利でないと判断できる。

別件第三者割当の際、71.26%の希薄化を伴うため、平成25年4月26日に臨時株主総会を開催し、株主の意思確認を行った結果、97.98%の賛成により承認可決されている。このため、既に株主の意思確認は一旦行われているが、本第三者割当による希薄化率の増加は2.02ポイントに過ぎず、客観的にみて、当該臨時株主総会において示された株主の意思を覆す水準ではないと判断できる。

以上の点から、本第三者割当及び別件第三者割当は、当社にとって必要性及び相当性を有するものと思料する。

当社は、平成25年8月5日開催の取締役会において、上記意見書の内容を踏まえ、本第三者割当の必要性及び相当性について慎重に協議し、出席監査役を含め、企業価値及び株主価値の向上に資するとの意見の一致が得られたことから、本第三者割当について決議を行ったものであります。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

#### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次 決算年月	第9期 平成21年3月	第10期 平成22年3月	第11期 平成23年3月	第12期 平成24年3月	第13期 平成25年3月
売上高 (千円)	205,675	92,678	109,280	207,124	60,534
経常損失 ( ) (千円)	286,446	142,541	274,877	317,602	373,657
当期純損失 ( ) (千円)	287,165	143,121	277,646	320,992	377,047
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	350,125	350,125	604,075	778,045	1,239,895
発行済株式総数 (株)	7,615	7,615	11,001	12,934	2,081,100
純資産額 (千円)	227,276	84,155	314,408	341,355	888,008
総資産額 (千円)	346,077	162,042	431,086	508,070	922,429
1株当たり純資産額 (円)	29,845.89	11,051.22	285.80	263.92	426.70
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純損失金額 (円)	41,017.12	18,794.67	274.61	268.10	238.20
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	65.7	51.9	72.9	67.2	96.3
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	264,778	362,164	304,903
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	421	435	458
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	506,079	346,672	907,256
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	-	-	301,462	285,534	887,428
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	5 (0)	8 (-)	8 (1)	8 (-)	8 (-)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 各期の損益の概要は、次のとおりであります。なお、用語解説については、「第1企業の概況 3事業の内容」の末尾に記載しております。

第9期 主にG-CSF関連の売上及び共同研究開発に伴う役務収益が計上されたことにより、売上高は205,675千円となりました。また、研究開発費を298,689千円計上したこと等により、経常損失は286,446千円、当期純損失は287,165千円となりました。

- 第10期 主にG-CSF関連の売上が計上されたことにより、売上高は92,678千円となりました。また、研究開発費を91,202千円計上したこと等により、経常損失は142,541千円、当期純損失は143,121千円となりました。
- 第11期 主にG-CSF関連の売上が計上されたことにより、売上高は109,280千円となりました。また、研究開発費を149,917千円計上したこと等により、経常損失は274,877千円、当期純損失は277,646千円となりました。
- 第12期 主にG-CSF関連の売上及び共同研究開発に伴う役務収益が計上されたことにより、売上高は207,124千円となりました。また、研究開発費を264,667千円計上したこと等により、経常損失は317,602千円、当期純損失は320,992千円となりました。
- 第13期 主にG-CSF関連の売上及び共同研究開発に伴う役務収益が計上されたことにより、売上高は60,534千円となりました。また、研究開発費を206,386千円計上したこと等により、経常損失は373,657千円、当期純損失は377,047千円となりました。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
  5. 当事業年度において1株につき100株の株式分割を行いました。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。
  6. 第9期から第12期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、かつ、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
  7. 自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
  8. 第9期から第12期までの株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。第13期の株価収益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
  9. 第9期及び第10期のキャッシュ・フローに係る指標については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため記載しておりません。
  10. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
  11. 第11期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 ずさ監査法人の監査を受けておりますが、第9期及び第10期の財務諸表については監査を受けておりません。

## 2【沿革】

年月	事項
平成13年3月	北海道大学遺伝子病制御研究所における免疫関連タンパク質の機能研究の成果を診断薬や治療薬として開発すること及び医薬品開発における受託サービス業務を行うことを目的として、札幌市北区に資本金10,000千円をもって株式会社ジーンテクノサイエンスを設立
平成14年6月	独立行政法人産業技術総合研究所北海道センター(札幌市豊平区)内に研究所を新設し、バイオ新薬の研究開発を強化するとともに、バイオ後続品事業への参入について検討を開始
平成15年11月	研究所内に本社を移転
平成19年6月	バイオ新薬事業において、科研製薬株式会社に抗 9 インテグリン抗体をライセンスアウト
平成19年10月	バイオ後続品事業において、富士製薬工業株式会社とG-CSFの共同開発契約を締結
平成20年1月	バイオ後続品事業において、東亜製薬株式会社からG-CSFの産生細胞及び基本生産技術をライセンスイン
平成20年4月	札幌市中央区に本社を移転
平成20年5月	北海道大学遺伝子病制御研究所(札幌市北区)内に研究所を移転
平成20年6月	東京都中央区に東京事務所を新設
平成22年9月	大阪市北区に大阪事務所を新設
平成24年11月	富士製薬工業株式会社との共同開発品であるG-CSFについて、富士製薬工業株式会社及び持田製薬株式会社が国内での製造販売承認を取得(平成25年5月上市済)
平成24年11月	東京証券取引所マザーズに株式を上場

(注) 用語解説については、「第1企業の概況 3事業の内容」の末尾に記載しております。

### 3【事業の内容】

#### (1) 事業環境

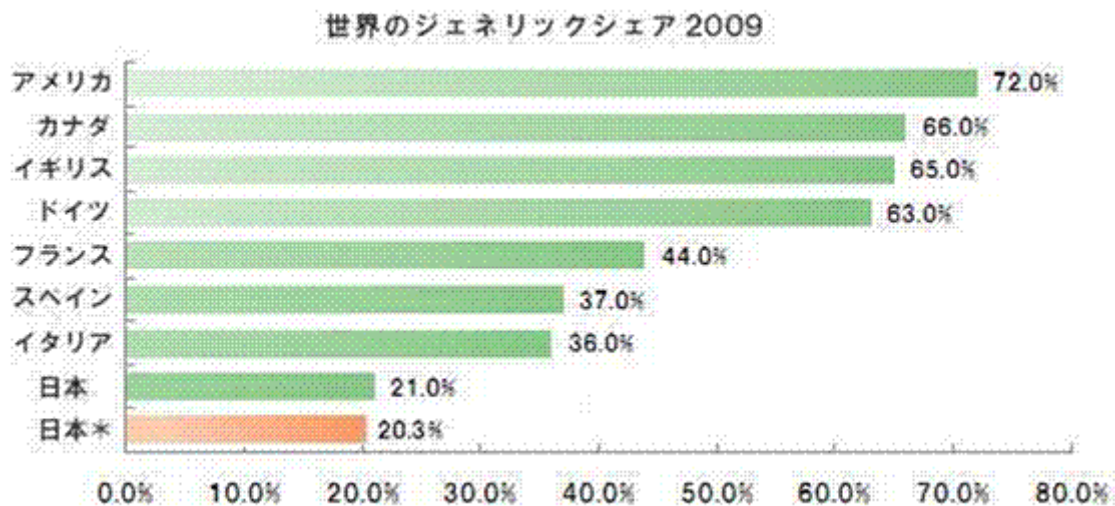
製薬企業における持続的成長の源泉は継続的な新薬の創出ですが、化学合成による低分子医薬品は既に多くの基本構造骨格が探索し尽くされ、有望な開発候補品が減少しております。その一方で、遺伝子工学をはじめとするバイオテクノロジーの革新技術によって製造される、生体の仕組みを起源としたバイオ医薬品、特に抗体医薬品は、有効性、安全性、候補選択の容易性などからも注目され、ブロックバスターとなるバイオ新薬がここ十年で急増しております。

当社は、このような環境の下、「大学発ベンチャーであることの公共性に準じ、利益の追求に留まらず、希少疾患や難治性疾患を対象とする医薬品開発により、人々のクオリティ・オブ・ライフを向上させ、社会に貢献する」ことを経営理念に掲げ、バイオ新薬の開発を行っております。

また、既に先進各国では、医療費増大による財政圧迫を抑制するために、特許が満了した新薬との同等性を示すだけで承認される安価なジェネリック医薬品の普及が進んでおります（図表1）。さらに、ブロックバスターとなっているバイオ医薬品が続々と特許満了を迎える時期に至っており、バイオ医薬品のジェネリック医薬品版（バイオ後続品）は、今後世界的に大きな市場を形成することが見込まれております。しかしながら、バイオ後続品は、従来のジェネリック医薬品と異なり、新薬開発に近い要件が求められるため、従来のジェネリック医薬品の開発企業やバイオ医薬品開発経験がない製薬企業では、バイオ後続品の開発は非常に高い障壁となります。

当社は、バイオ新薬の技術、知識及び研究経験を有しており、この優位性を活かし、バイオ後続品の研究開発を積極的に推進することによって、有用な医薬品の普及と患者の経済的負担の軽減にも貢献してまいります。

図表1 先進国のジェネリック医薬品のシェア（2009年、数量ベース）



出典：IMS Health, MIDAS, Market Segmentation, RX only, メーカー出荷ベース, MAT Dec 2009 を基に日本ジェネリック製薬協会分析（日本ジェネリック製薬協会ホームページ資料）

\*印は日本ジェネリック製薬協会調べ

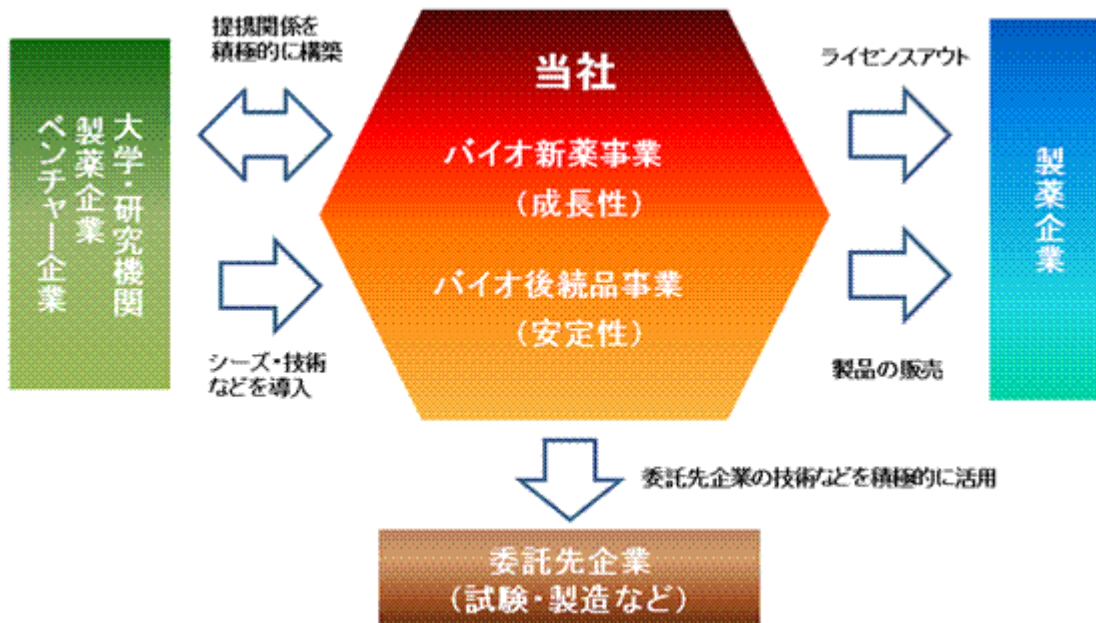
#### (2) 当社のビジネスモデル（図表2）

当社は、市場の拡大が見込まれるバイオ医薬品に着目し、バイオ後続品事業及びバイオ新薬事業の2事業を柱として、医薬品開発に取り組んでおります。バイオ後続品事業は安定性を重視する一方、バイオ新薬事業は成長性を重視し、この両面から経営の安定と成長を目指すビジネスモデルであります。

さらに、当社は大学などとのバイオ医薬品の共同研究などからターゲットを選定し、開発ノウハウを活かして開発計画を立案した上で、社外の最適な試験受託企業や製造受託企業を選定し積極的に活用することで、複数品目の開発を平行してスピーディーに進めております。

当社は、これらの活動により得られた成果を、製薬企業にライセンスアウトあるいは製品販売を行うことで収益獲得につなげております。

図表2 当社のビジネスモデル



### (3) 当社のビジネスモデルの特長

当社は、市場ニーズを勘案した医薬品開発を重視し、以下の4点を特長とした研究開発活動を行っております。

#### バイオ医薬品に着目

バイオ医薬品は、遺伝子工学をはじめとするバイオテクノロジーの革新技術によって製造される、生体の仕組みを起源とした医薬品であり、既存の低分子医薬品では達成できない薬理作用が注目され、市場としても「2007年で750億ドルを超え、世界の医薬品市場の10%以上を占めるに至っている。大型医薬品世界売上ランキングをみても上位10製品の中でバイオ医薬品は2000年の1製品から、2007年には4製品に増加している。また、バイオ医薬品のうち22製品が売上10億ドルを超えている。」（注）とも言われております。

このように急速に拡大する市場ニーズに応えるため、当社は、バイオ医薬品に着目した研究開発活動を行っております。

（注） 出典：経済産業省 製造産業局 「バイオ・イノベーション研究会報告書」（平成22年6月）

#### バイオ後続品事業とバイオ新薬事業

バイオ後続品は、有効性及び安全性が確認されていることから、バイオ新薬と比較して少ない経営資源で開発が可能である反面、市場規模などの点で制約を受けます。

一方、バイオ新薬では、従来の医薬品で治療の難しい疾患に対して新たな治療の可能性が期待できる反面、従来の新薬開発と同様に多くの経営資源を投入する必要があります。

そこで、当社は、バイオ後続品とバイオ新薬の長所・短所を考慮したパイプラインを機動的にマネジメントし、安定性の高いバイオ後続品事業で経営の安定を築きながら、バイオ新薬事業に取り組むことで高い成長性を目指すハイブリッド型の事業モデルを構築しております。

#### 複数の開発品のパイプライン

当社は、バイオ後続品とバイオ新薬それぞれの事業領域で複数の開発品を揃えたパイプラインを保有することで、研究開発リスクの分散を図っております。



### 社外との提携関係の構築

医薬品開発に必要な要件は多岐にわたる一方、当社の経営資源には限りがあるため、全てを当社単独で担うことは難しく、開発のスピードにも限界が生じます。そこで、当社は、社外の受託機関を積極的に活用することにより、最適な開発体制を組み立て、各々の得意分野（原薬製造、非臨床試験など）を融合することで、開発力の強化と開発スピードの向上を図っております。また、当社は、研究開発段階早期から事業化を強く意識しており、闇雲に研究開発投資を行うのではなく、相互にメリットが得られる提携先の探索を念頭に進めております。

また、医薬品の研究開発活動を進めるには巨額の先行投資資金が必要になりますが、社外との提携関係を構築することで、各々が担当領域の開発費用を分担することとなり、開発リスクを分散することができます。

さらに、医薬品開発においては、ブランド力や信用も重視されることから、製薬企業や大学を含む公的研究機関などとの提携関係を積極的に構築しております。

## (4) 開発の流れ、収益モデル及びターゲットの選定方針

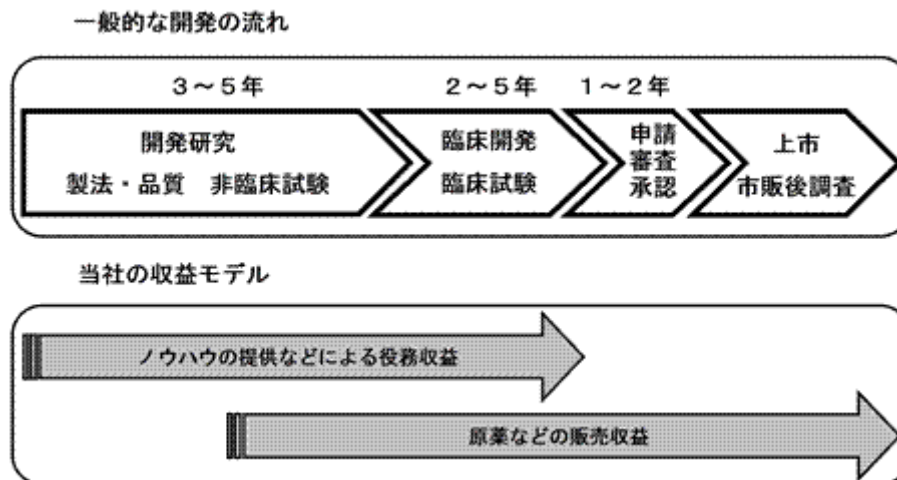
### バイオ後続品事業

#### イ 開発の流れ（図表3、図表4）

当社は、開発研究の初期段階から、既存バイオ医薬品と同等又はそれを上回る品質の原薬の製造方法構築を目標とし、その原薬を用いた非臨床試験を実施いたします。具体的には、まず、バイオ医薬品の原薬製造の根幹である産生細胞を自社で構築あるいは社外から導入いたします。その産生細胞を用いて、製造受託企業において最適な原薬の製造方法及び原薬製造体制を構築します。その後、原薬製造方法の最適化、既存バイオ医薬品との品質的な比較、製剤における最適処方検討、薬効及び安全性評価の非臨床試験を同時並行で進め、臨床試験につなげてまいります。なお、これらの開発過程における分析・評価については、試験受託企業において行います。一方で、バイオ後続品を販売する製薬企業と共同開発の提携関係を構築いたします。

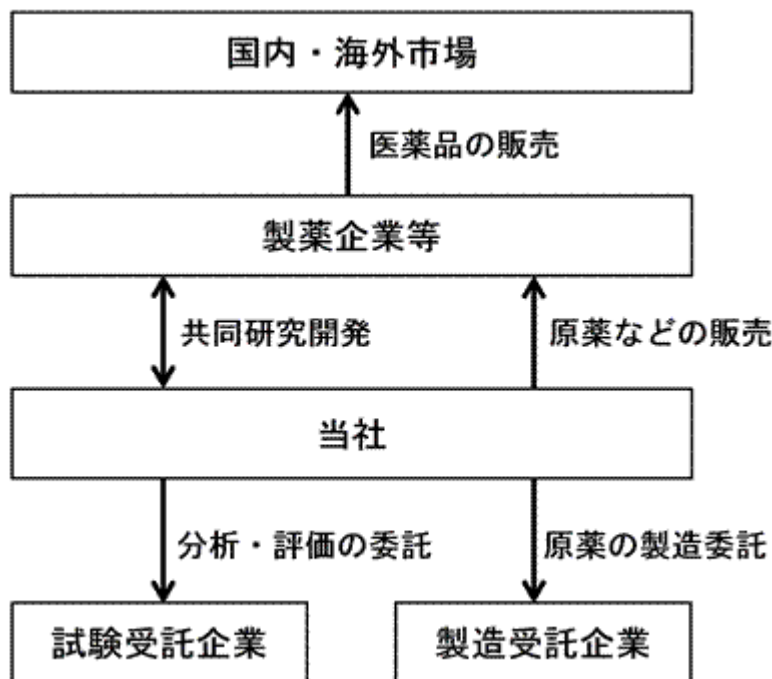
臨床開発は、主に製薬企業が担当し、厚生労働省にバイオ後続品の製造販売承認の申請を行います。当社は、製薬企業との共同研究開発において、臨床試験に使用する原薬などを製薬企業に販売するとともに、製薬企業に対して開発推進及び申請のための助言や支援を行います。さらに、上市後には、原薬などの製造を継続的に信頼できる製造受託企業に委託し、安定的に製薬企業に販売してまいります。

図表3 開発の流れと収益モデル（バイオ後続品事業）



（注） 各開発ステージにおける年数は、一般的なバイオ後続品開発における所要年数であります。

図表4 事業系統図(バイオ後続品事業)



#### ロ 収益モデル(図表3)

バイオ後続品事業の収益モデルとしては、研究開発段階及び上市後において、医薬品の主原料である原薬などを製薬企業に供給することによって得られる原薬などの販売収益と、研究開発段階において、共同研究開発契約を締結し、当社のノウハウなどを製薬企業に提供することで得られる役務収益があります。

#### ハ ターゲットの選定方針

バイオ後続品は、新薬の開発に比して経営資源が少なく済み、また、有効性及び安全性が確認されているため、研究開発リスクは低いと言えます。このため、バイオ後続品については、想定される市場規模、収益性及び競争状況に重点を置いてターゲットの選定を行っております。

バイオ後続品の市場規模は、既存バイオ医薬品の市場規模にバイオ後続品の薬価比とジェネリック医薬品のシェアを乗じて求めることができます。このようにして求めたバイオ後続品の市場規模に、当社開発品の想定シェアを乗じることで、当社開発品の売上予測を行うことができます。

一方で、収益性については、バイオ後続品の想定薬価と製造原価をもとに、利益率を計算しております。

さらに、魅力あるバイオ後続品にはグローバルな競争の激化が見込まれることから、競合他社の数や質を把握し、それらもターゲット選定における判断材料の要件としております。

#### バイオ新薬事業

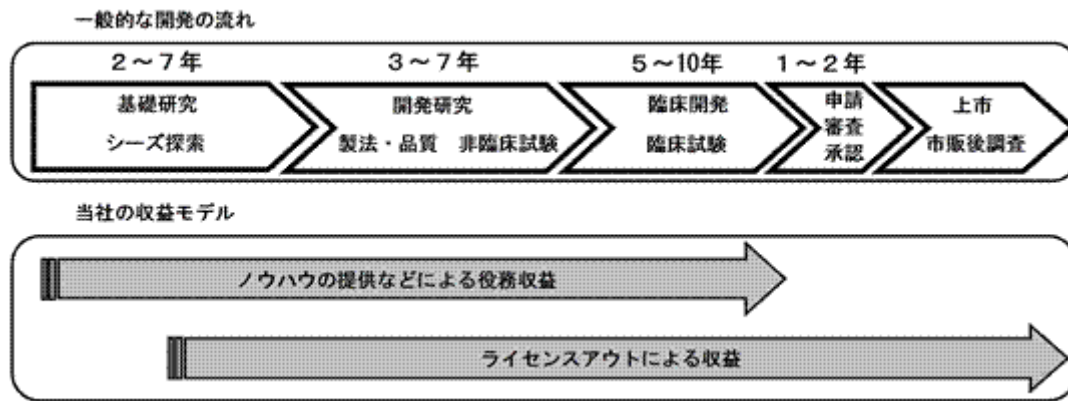
##### イ 開発の流れ(図表5、図表6)

バイオ新薬の研究開発は、まず、医薬品シーズの探索を行う基礎研究から着手いたします。医薬品シーズを効率的に探索するため、自社での研究のみならず、大学や研究機関などとの共同研究を行っております。

次に、開発研究においては、候補品について薬効・安全性の基本データを得るための分析及び評価を行います。なお、これらの分析及び評価において、必要に応じて試験受託企業への委託を行います。

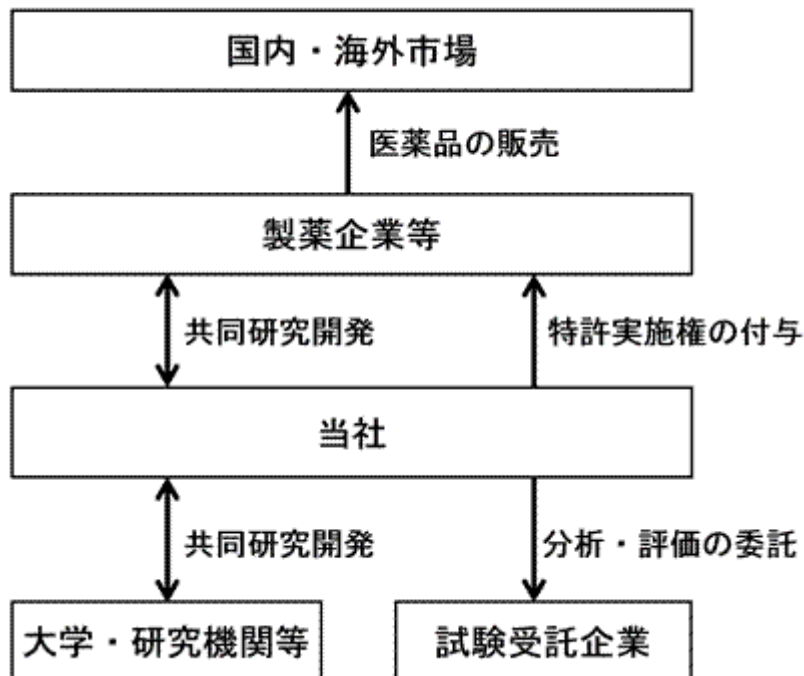
その後の臨床開発以降は、膨大な費用、要員及び期間を要し、さらに、開発リスクも伴うことから、原則として自社では行わず、製薬企業へのライセンスアウトを基本方針としております。なお、ライセンスアウト後は製薬企業が主体的に開発を進めることになるため、当社の関与は大きく減ることになりますが、ライセンスアウト先製薬企業への薬効試験や製法・品質データの補充など、当社の経験を活かせる開発推進及び申請のための助言や支援は、引き続き行ってまいります。

図表5 開発の流れと収益モデル（バイオ新薬事業）



（注）各開発ステージにおける年数は、一般的なバイオ新薬開発における所要年数であります。

図表6 事業系統図（バイオ新薬事業）



ロ 収益モデル（図表5）

バイオ新薬事業における収益モデルは、主に、研究開発段階において、共同研究開発契約を締結し、当社のノウハウなどを製薬企業に提供することで得られる役務収益と、特許実施権を製薬企業にライセンスアウトすることで得られる収益があります。ライセンスアウトによる収益は、契約一時金、開発の進捗に応じたマイルストーン契約金及び上市後のロイヤリティーからなります。

ハ ターゲットの選定方針

バイオ新薬のターゲットの選定においても、バイオ後続品事業と同様に、想定される市場規模と収益性を考慮しますが、新薬の開発は原則として特許を確保して進めることから、競合などはそれほど重要な要素ではなく、むしろ、新薬の研究開発リスクは非常に高いことから、作用メカニズムなどから判断して対象疾患におけるニーズの有無が最も重要であると考えております。医薬品としてのニーズ、有効性及び安全性を示すことにより、有利な条件で製薬企業にライセンスアウトすることができます。

(5) 主な開発品の状況

当社の事業基盤はバイオ医薬品(バイオ新薬及びバイオ後続品)の研究開発であります。その中で最も早く事業化可能で収益が望めますのはバイオ後続品であります。バイオ後続品の申請・承認は、これまでの低分子化合物のジェネリック医薬品と大きく異なり、製法・品質の検討、非臨床試験及び臨床試験を必要とし、新薬に近い要件が求められています。バイオ医薬品の開発経験を有する製薬企業でないとい開発が非常に難しく、参入障壁が高いと言えます。一方、既存バイオ医薬品の薬価が高いことから、バイオ後続品では、低分子化合物のジェネリック医薬品よりも高い収益性が期待できます。そこで、当社は、バイオ新薬研究で培った技術、知識及びノウハウを最大限に活用し、科学的かつ論理的にバイオ後続品の開発を進めてまいります。さらに、当社はバイオ後続品開発において複数の開発品をパイプライン化することで、早期に収益構造を構築し、事業基盤を安定化する方針であります。

また、バイオ新薬の分野では、有効性と安全性が期待できる抗体医薬品を主力開発品とし、さらに、既存の抗体医薬品と異なる分子を標的とすることで、特に希少疾患や難治性疾患を対象とする医薬品の開発を目指します。

なお、当社の主な開発品の状況は以下のとおりであります。

バイオ後続品事業

G-CSF(開発番号: GBS-001、対象疾患領域: がん)

顆粒球コロニー形成刺激因子(G-CSF)は、白血球の一種である好中球の分化・増殖を促進させるほか、骨髄からの好中球の放出を促進したり好中球機能を亢進する作用があります。G-CSFの遺伝子を大腸菌に組み込み、大腸菌に産生させ、精製したG-CSFが、1990年頃から医薬品として世界で使用されております。G-CSF製剤は、がん化学療法による副作用として好中球が減少することで起きる免疫力低下(感染症の重症化など)への対処時あるいは骨髄移植時の好中球数の増加促進などに使用されており、2005年8月にその物質特許の期間は満了となっております。

当社は、日本のバイオ後続品のガイドラインに沿って、日本で最初にG-CSFの製造販売承認を取得すべく、富士製薬工業㈱と共同開発を進めてまいりました。平成24年11月21日に富士製薬工業㈱と持田製薬㈱が国内での製造販売承認を取得し、平成25年5月31日に上市されました。

今後、当社は富士製薬工業㈱に対して当該医薬品の原薬を安定的に供給し、富士製薬工業㈱と持田製薬㈱が2ブランド2チャンネルで販売することになります。一方、G-CSFの産生細胞は韓国のDong-A ST Co., Ltd.(旧東亜製薬㈱)から導入しており、同社にはロイヤリティーを支払うことになります。

バイオ新薬事業

抗 9 インテグリン抗体(開発番号: GND-001、対象疾患領域: 免疫疾患、がん)

インテグリン分子群は、免疫疾患、骨疾患、がん転移などに関与しているタンパク質群であり、インテグリン分子群に属する 9 インテグリンが骨のオステオポンチンと結合すると、様々な炎症が惹起されるなどの事実が明らかにされております。

これらの知見から、9 インテグリンとオステオポンチンとの結合を阻害することができれば、免疫疾患の治療に有効であると考えられます。さらに、がんは対象疾患として大きな目標であることから、引き続き研究を進める考えであります。

当社は、北海道大学遺伝子病制御研究所の上出利光教授との共同研究から、9 インテグリンとオステオポンチンとの結合を阻害する 9 インテグリンに対する抗体を既に作製し、本抗体の独占的開発、製造及び販売権を科研製薬㈱に譲渡し、その対価として平成19年7月に契約一時金を受領しております。当社は今後、開発の進捗に応じてマイルストーン契約金を、上市後にはロイヤリティーを受領する予定であります。

《用語解説》

[ 9 インテグリン ]

細胞接着分子であるインテグリン分子群の一つで、炎症細胞の働きに関わると言われている。

[ GLP試験 ]

厚生労働省令で定められた医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準がGLP（Good Laboratory Practiceの略）であり、これに従って行われる試験をGLP試験という。

[ GMP ]

厚生労働省令で定められた医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準であり、Good Manufacturing Practiceの略。

[ オステオポンチン ]

骨基質に存在するタンパク質で、インテグリンとの結合を介して、骨系細胞の分化誘導や機能発現に重要な役割を果たす。

[ 基礎研究 ]

病気の要因を特定する研究やそれを治療できる医薬品の種を探し出す研究のこと。

[ 原薬 ]

薬効成分の原料を原薬と呼び、原薬に添加剤を加え、製剤とすることにより、医薬品となる。

[ 亢進 ]

生化学や薬学分野において、分子の機能などが「高まる」ことの意味で使われる。

[ 抗体 ]

体内に異物が侵入した際に、それを無毒化又は体外へ強制的に排出するために白血球細胞で作られるタンパク質であり、異物である抗原という特定の物質のみに結合する機能を持つ。

[ 好中球 ]

白血球の一種で、炎症部に集合し、細菌、真菌などの異物を貪食、殺菌、分解し、生体を防御する。

[ 産生細胞 ]

目的のタンパク質や抗体を大量に効率よく作り出す能力を持った（あるいは遺伝子工学によってそのような能力を持たせた）細胞のことを言い、それを大量に培養し、抽出・精製することを経て、バイオ医薬品が製造される。

[ シーズ ]

医薬品の種（seeds）のこと。

[ ジェネリック医薬品 ]

特許期間が満了になった医薬品と同じ成分の医薬品は、動物やヒトでの薬効や毒性はその成分で検証されているので、簡単な品質試験と血中濃度での同等性を証明することで承認される。このような医薬品をジェネリック医薬品と呼ぶ。

[ 上市 ]

医薬品として承認され、実際に市販されること。

[ 低分子医薬品 ]

通常、化学合成で作製される分子量が数千以下の医薬品のこと。

[ 低分子ヘパリン・トリエタノールアミン ]

古くから血栓を抑える薬として使われているヘパリンは、分子サイズが大きく、静脈注射でしか使えないなどの制約があったが、近年は皮下注射が可能で投与頻度が少なくて済む分子サイズが小さい低分子ヘパリンが使われるようになっている。このような低分子ヘパリンの一種である低分子ヘパリン・トリエタノールアミンは、皮膚吸収が期待できることから、さらなる適応の拡大が考えられる。

[ バイオ医薬品 ]

バイオテクノロジーを応用した医薬品のこと。

[ バイオ後続品 ]

既に販売承認を与えられているバイオ医薬品と同等 / 同質の医薬品のこと。

[ バイオ新薬 ]

バイオ医薬品の新薬のこと。

[ バイオベター ]

既存のバイオ医薬品に化合物の修飾などの改良を加え、治療上の価値を高めたバイオ医薬品のこと。

[ パイプライン ]

石油・天然ガスなどの流体を長距離にわたって輸送するためのパイプと同様に、絶え間なく医薬品の創出ができるように開発品が整っている様を指し、開発品のリストを研究開発パイプラインと呼ぶ。

[ 非臨床試験 ]

ヒトで実施できない試験を動物で行うことを非臨床試験と言い、薬効を調べる薬理試験、薬の体内動態を調べる薬物動態試験及び毒性を調べる毒性試験からなる。

[ ファブレス型企業 ]

自社で製造設備などを持たない企業のこと。

[ ブロックバスター ]

従来の治療体系を超える薬効を持ち、全世界での年間売上が10億ドルを超える新薬に対して用いられることが多い。

[ ユーザビリティ ]

製品の最終ユーザー（医療現場や患者）における使い勝手のこと。

[ ライセンスアウト ]

知的財産権の実施権や物品・技術の使用・販売権などを製薬企業等に許諾し、対価（ロイヤリティーなど）を得ること。

[ ライセンスイン ]

知的財産権の実施権や物品・技術の使用・販売権などを譲り受け、対価（ロイヤリティーなど）を支払うこと。

[ 臨床試験 ]

非臨床試験での有効性及び安全性の結果を踏まえ、ヒトでの医薬品の効果を調べる試験のこと。

#### 4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

平成25年7月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
10 (-)	51.3	4.3	4,773,394

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3. 当社の事業セグメントは、医薬品開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当事業年度における我が国経済は、昨年秋頃までは、震災復興需要等を背景に緩やかな回復をみせたものの、欧州債務危機、新興国の景気減速等による世界経済の不確実性、近隣国との関係悪化など、依然として不透明な状態が続きました。しかし、昨年12月の政権交代以降は安倍晋三内閣の経済政策「アベノミクス」効果への期待感から円安・株高基調に転じるとともに、企業収益や消費動向にも改善の兆しが見られ、次第に景気の本格回復への期待感とそれを実現するための論議が高まってまいりました。

一方、当社が業を営む医薬品業界を概観すると、iPS細胞の研究に対して京都大学山中教授がノーベル賞を受賞した影響もあり、今後の成長戦略分野として期待感が高まっております。また一方で、年々増加する国民医療費を如何に抑制するかなどの課題について検討が急がれております。このため、ジェネリック医薬品を普及させるための一段の取組みが必要と思われませんが、参入障壁が低い従来型のジェネリック医薬品の普及促進だけでは効果が低いことから、当社では、高度医療に用いられるバイオ医薬品のジェネリック（バイオ後続品）を手掛け、その一翼を担っていきたくて考えております。その第一弾として、平成24年11月21日には、当社が共同開発を進めてきたバイオ後続品G-CSFが製造販売承認を取得いたしました。

このような状況の下、当社は、バイオ後続品事業において、G-CSFの承認審査に対応するための各種試験の実施に注力し、併せて他の開発品についてもアライアンス活動を進めてまいりました。当事業年度は、G-CSFの研究開発段階における原薬供給が終了して承認待ちの状態にあり、G-CSF関連の売上は前年同期に比べて減少しましたが、役務収益などの計上もあり、バイオ後続品事業の売上高は60,534千円（前年同期比70.8%減）となりました。

また、バイオ新薬事業におきましては、シーズの価値を高めるための研究に注力してまいりましたが、売上高の計上はありませんでした（前年同期の売上高は35千円）。

これらの結果、売上高は60,534千円（前年同期比70.8%減）、営業損失は358,097千円（前年同期は316,354千円の営業損失）、経常損失は373,657千円（前年同期は317,602千円の経常損失）、当期純損失は377,047千円（前年同期は320,992千円の当期純損失）となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ601,893千円増加し、887,428千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により減少した資金は304,903千円（前年同期は362,164千円の減少）となりました。これは主に、売上債権の減少189,963千円があったものの、税引前当期純損失373,657千円、仕入債務の減少93,930千円及び未払金の減少42,483千円があったことによるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により減少した資金は458千円（前年同期は435千円の減少）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出221千円及び長期前払費用の取得による支出237千円によるものであります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により増加した資金は907,256千円（前年同期は346,672千円の増加）となりました。これは、株式公開費用の支出9,469千円があったものの、東京証券取引所マザーズへの上場に伴う公募増資等による資金調達916,725千円があったことによるものであります。

（注）用語解説については、「第1企業の概況 3事業の内容」の末尾に記載しております。



## 2【生産、受注及び販売の状況】

## (1) 生産実績

該当事項はありません。

## (2) 受注状況

現在、当社には上市された医薬品はなく、研究開発段階での売上しか計上されておりませんので、その不確実性を鑑み、記載を行っておりません。

## (3) 販売実績

当事業年度における販売実績は、次のとおりであります。

区分	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
バイオ後続品事業	60,534	29.2
原薬等販売収益	30,950	16.3
役務収益	29,584	176.6
合計	60,534	29.2

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2事業年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
長瀬産業(株)	185,949	89.8	29,100	48.1
東和薬品(株)	-	-	24,534	40.5

(注) 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

(注) 用語解説については、「第1企業の概況 3事業の内容」の末尾に記載しております。

### 3【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) バイオ新薬の開発

バイオ新薬事業では、ライセンスアウト先が望むデータを揃え、ネットワークやビジネスチャンスを最大限に活用して、早期にライセンスアウトを実現させることが重要であると考えております。

なお、パイプライン拡充のための具体的な取組み等は、以下のとおりであります。

抗 9 インテグリン抗体(開発番号: GND-001、対象疾患領域: 免疫疾患、がん)への取組み

本開発品については、既に科研製薬㈱へライセンスアウトしておりますが、当社は引き続き同社との共同研究を進めながら、商業化に向けた大量生産の製法開発や対象とする疾患を絞り込むための研究を進め、2013年度中には産生細胞の樹立の目途をつけることを目標にしております。

一方、同社は国内外の開発権を有しておりますので、海外でグローバル展開を加速するためには欧米の製薬企業との提携についても積極的に検討する必要があります。よって、当社は同社を支援し、早期に海外展開できる提携先を確保したいと考えております。

低分子ヘパリン・トリエタノールアミン(開発番号: GND-006、対象疾患領域: 循環系疾患)への取組み

ヘパリンは、抗凝固作用を有することから、抗血栓薬として用いられており、巨大マーケットを形成しております。動物実験において局所的抗血栓剤としての効果は確認済みですので、その薬効データを客観的に訴求するために引用論文も作成してまいります。

ライセンスアウトの推進については、既存のヘパリン製剤とは異なる投与経路による差別化を強調できる提案資料などを準備し、日米欧の製薬企業へのライセンスアウト交渉を開始いたします。

#### (2) バイオ後続品のパイプライン拡充

バイオ後続品については、ブロックバスターのバイオ医薬品が増加するとともに特許期間の満了を順次迎えることから、大きな市場が見込まれております。当社は、G-CSFの開発において培った経験とノウハウをさらに発展させることで、バイオ後続品のさらなる拡充が可能であると考えております。新規バイオ後続品の拡充に取り組むことは、当社が継続的に企業価値を高めていくために重要であることから、目的が合致する製薬企業と早期に提携関係を構築し、経営資源を集中して効率的な開発を心掛けてまいります。今後は、バイオ後続品市場も競争の激化が見込まれることから、コスト及び製品競争力などを鑑みて、開発品目を選定していくことも重要であると考えております。

なお、パイプライン拡充のための具体的な取組み等は、以下のとおりであります。

G-CSF(開発番号: GBS-001、対象疾患領域: がん)への取組み

当社は、世界で通用するG-CSFのバイオ後続品を開発いたしましたので、米国などの市場においてビジネスチャンスがあると考えております。平成24年11月の国内での承認をもって、世界的大手製薬企業やジェネリック企業への導出交渉を行い、2013年度中の契約締結を目標にしております。

バイオベターへの取組み

当社が開発、製造するG-CSF原薬は、G-CSFを修飾することで投与回数を少なくするなど、高付加価値を付与したバイオベターの原料としての活用が考えられます。

そこで、G-CSFのバイオベターであるPEG-G-CSF(開発番号: GBS-010)を当社の最重要開発品に位置付け、米国での早期承認を目指して積極的な開発を進めてまいります。

製品の競争優位性の確保

バイオ後続品は、原薬の品質とコストが重要課題になりますが、製品の使い勝手(ユーザビリティ)が市場優位性を左右いたします。そこで、当社では、原薬製造の供給体制及びコストに関わる製造委託先との製法開発に注力し、さらに、製剤においても医療現場や患者の使い勝手に優れた製品を目指し、デバイス企業などと共同研究開発体制を築き取り組んでまいります。

バイオ後続品の選定

バイオ後続品の開発は、売上上位のブロックバスターが注目されますが、当然ながら競合先も多くなります。そこで、ブロックバスターではあるがそれほど注目されていないバイオ医薬品もあることから、このような競争原理が働きにくいニッチ的なバイオ医薬品を選定し、それらのバイオ後続品についても積極的に開発していく所存であります。

(3) 提携による事業推進とバリューチェーンの構築

当社は、成長著しいバイオ医薬品の開発に注力し、がん領域や自己免疫疾患など治療薬がない疾患を対象とするバイオ新薬の開発に取り組んでまいります。しかしながら、当社の経営資源には限りがあることから、経営資源を補完し得る企業と提携して事業推進を図る必要があります。

一方、バイオ後続品の開発において、当社は韓国企業をはじめとする提携先のネットワーク網が充実しており、製造委託先についても、密接な人的交流により、ネットワークの形成と充実を図っております。また、世界的大手製薬企業がバイオ後続品にも取り組み始めておりますので、差別化できる製剤などの提案を行い、世界的大手製薬企業とのアライアンスを締結していく必要があります。さらに、バイオ後続品を中心にネットワークの構築を鋭意進めており、各バイオ後続品の開発を具体化させるべく、対外的交渉を積極的に進めております。今後、これらのバイオ後続品を開発するために必要な契約などを整備し、開発の具体化と加速を図ってまいります。

以上のように、当社はバイオ新薬及びバイオ後続品の両面において積極的に対外的交渉を実施し、提携による事業推進とバリューチェーンの構築を図ってまいります。

(4) ネットワークの強化

提携による事業推進とバリューチェーンの構築を円滑かつ迅速に進めるためには、社外とのネットワークをより積極的に構築し、情報集約力を高め、ネットワーク内の経営資源を有効に組み合わせることで最大のシナジーが得られるよう、当社がリーダーシップを発揮することが重要であると考えております。

また、ファブレス型のベンチャー企業であることの強みを活かし、ネットワーク内の経営資源を最適に組み合わせ、単独では解決することが難しい課題に対して迅速かつ積極的に提案し、課題解決を図ってまいります。

(5) コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社が円滑に社外ネットワークを構築していくためには、当社の社会的信用を維持・向上させていくことが重要であると認識しております。当社の取引先の多くは上場企業など社会的信用のある会社や公的研究機関であり、対等な取引関係を維持していくためには、当社にも相応の社会的信用が必要になります。

このような観点から、当社は小規模組織ではありますが、十分な信頼が得られるよう内部管理体制の強化を図ってまいります。また、コーポレート・ガバナンスを構築し、全てのステークホルダーのニーズに対して組織的かつ的確に対応できるよう、経営の透明性を高めてまいります。また、内部統制の強化についても、経営の効率化に留まらず、コンプライアンス体制を強化し、経営の健全化に努めてまいります。

(注) 用語解説については、「第1企業の概況 3事業の内容」の末尾に記載しております。

## 4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。また、当社として必ずしも重要なリスクとは考えていない事項及び具体化する可能性が必ずしも高くないと想定される事項についても、投資判断の上で、あるいは当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家及び株主に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、以下の記載のうち、予想、見通し、方針等、将来に関する事項は、特段の記載がない限り、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内包しているため実際の結果とは異なる可能性があることにご留意下さい。

### 1．法的規制等に関する事項

#### (1) 許認可等に関するリスク

当社は、原薬などの販売に当たり薬事法等関連法規の規制を受けますが、これらについて法令違反があった場合、あるいは必要とされる資格を保有する人材が離職しその補充ができない場合には、監督官庁から業務の停止や許認可の取消し等の処分を受けることになり、当社の経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。なお、本書提出日現在において、業務の停止や許認可の取消し等の処分を受ける原因となる事由は発生しておりません。

##### 主な許認可等の状況

許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	有効期限	取消し等となる事由
医薬品販売業許可	東京都	東京都知事許可 (0302081244)	平成27年3月1日 (6年ごとの更新)	薬事法、その他薬事に関する法令若しくはこれに基づく処分に違反する行為があったとき、薬事法第75条第1項により、その許可が取り消され又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じられることがある。

#### (2) 医薬品の研究開発における薬事法その他の規制に関するリスク

当社が業を営む医薬品業界では、研究、開発、製造及び販売のそれぞれにおいて、国内外の薬事法、薬事行政指導、その他関係法令等により様々な規制を受けております。

当社は、日本国内の市場に留まらず欧米を含む国外の市場もターゲットとして、各開発品の研究開発を進めておりますが、これらの開発品を医薬品として上市させるためには、各国の薬事法等の諸規制に準拠して製造販売承認の申請を行い、承認を取得することが必須となります。このため、臨床試験等において、医薬品としての品質、有効性及び安全性を示すことができない場合には、承認を取得することができず、上市できなくなり、当社の事業計画に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、現在の薬事法においては、原薬の外部委託製造が可能となっておりますが、今後このような外部委託製造に関する規制や海外品の輸入等に関する規制が改定された場合、当社の事業活動に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) 医療制度改革の影響に関するリスク

我が国では、医療費の抑制を目的として、薬価改定を含む数々の医療制度改革がこれまで実施されてきており、今後の高齢化社会を見据えた場合、今後もこの方針は継続されるものと考えられます。このため、当社開発品の上市に伴い、当該医薬品の薬価が影響を受け、当社が製薬企業に販売する原薬の販売価格にも大きな影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 医薬品開発事業に関する事項

### (1) 医薬品開発事業全般に関するリスク

医薬品開発の分野では、世界各国の製薬企業に加え、当社を含む創薬ベンチャー企業などが技術革新の質とスピードを競い合っております。また、医薬品の基礎研究、開発から製造及び販売に至る過程では、各国における諸規制に従うことから、長期間にわたり多額の資金を投入せざるを得ません。このため、各開発品の研究開発には多くの不確実性が伴い、当社の現在及び将来における開発品についてもこのようなリスクが内在しております。当社は、研究開発段階から収益が得られるビジネスモデルを構築するとともに、各開発品の研究開発リスクの分散を図っておりますが、期待どおりの収益が得られる契約が締結できる保証はありません。このような場合には、当社の事業計画や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 医薬品の有用性及び安全性に関するリスク

当社は、「大学発ベンチャーであることの公共性に準じ、利益の追求に留まらず、希少疾患や難治性疾患を対象とする医薬品開発により、人々のクオリティ・オブ・ライフを向上させ、社会に貢献する」という経営理念のもと、医療ニーズに応えるべく、医薬品の研究開発を行っております。医薬品の研究開発では、基礎研究段階から製造販売承認の取得に至るまで、様々な開発過程を段階的に進めていく必要があり、それぞれの段階において研究開発の続行可否が判断されます。このため、期待する臨床効果が確認できない場合や予期せぬ副作用が発生した場合など、医薬品としての有用性及び安全性が確認できない場合には、研究開発が中止されることとなります。当社の開発品において研究開発が続行できなくなった場合には、当社の事業計画に重大な影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 新規開発品の創出に関するリスク

当社は、社外との提携関係を積極的に構築することで、新規開発品の探索及び創出を図ることについても重要な事業戦略としております。しかしながら、これらの活動により、新規開発品の探索及び創出が確実にできる保証はありません。このため、何らかの理由により、新規開発品の探索及び創出活動に支障が生じた場合には、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 研究開発費が多額であることに関するリスク

当社の平成25年3月期における販売費及び一般管理費に占める研究開発費の比率は51.1%であり、会社規模に比して多額の研究開発費を計上しております。今後においても、既存開発品の推進及び新規開発品の獲得のために、研究開発投資を行う方針であります。特に、バイオ後続品については、既存バイオ医薬品の特許切れの時期に合わせて上市できるよう研究開発に着手することが重要であり、タイムリーな研究開発投資が必要になります。当社は、これらの開発品の将来性と財務基盤の安定性を両立しながら慎重かつ積極的に研究開発投資を行う方針であります。予定していない研究開発費の増加により、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

### (5) 研究開発に内在する進捗遅延に関するリスク

当社は、研究開発型企業として自社単独での研究開発を推進しつつ、社外との提携関係を構築することで効率的な研究開発の推進を図っております。

しかしながら、当初計画したとおりの研究開発結果が得られない場合、各種試験の開始又は完了に遅延が生じた場合あるいは提携先との契約等により当社単独で研究開発を進めることができない場合には、医薬品としての製造販売承認の取得が遅れる又は制限される可能性は否定できません。当社は、このような事態を極力回避すべく、各開発品の進捗管理及び評価を適時に行い、各開発品の優先順位付け、投下する経営資源の強弱の変更あるいは一時中断の決定などの対応を図っております。このように、当社は研究開発費が大きく増加するリスクを低減しておりますが、研究開発が計画どおりに推移しない場合には、当社の事業計画並びに財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

### (6) 医薬品業界における競合に関するリスク

近年の医薬品業界は、国内外の製薬企業、バイオ関連企業、研究機関などが激しく競争しており、技術革新が急速に進む環境下にあります。このため、これらの競合先との競争の結果により、当社がライセンスアウトした開発品あるいは研究開発中の開発品が市場において優位性を失った場合には、研究開発の中止を余儀なくされるおそれがあります。また、当社の開発品がいち早く上市できた場合であっても、これらの競合先が優位性のある製品を市場に投入してきた場合には、当社の市場シェアが奪われるなど、当社の事業計画及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(7) 国内外の大手製薬企業等の参入に関するリスク

近年の国内外における医療費抑制策の中で、ジェネリック医薬品市場の拡大傾向は今後も持続するものと考えられております。このため、国内外の大手製薬企業等が日本のジェネリック医薬品市場に積極的に参入してくることも考えられます。当社が事業領域とするバイオ後続品については、低分子化合物のジェネリック医薬品に比べて豊富な知識、経験及びノウハウが求められることから、参入障壁は比較的高いものと認識しております。しかしながら、国内外の大手製薬企業等も、バイオ後続品の世界市場が非常に大きいことから、巨額の研究開発費を投じて参入を強化する可能性があります。その結果、バイオ後続品の開発において国内外の大手製薬企業等に先行された場合には、当社の事業計画及び経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

3. 収益モデルに関する事項

(1) 収益の変動に関するリスク

当社の過去の売上高は、研究開発段階において発生した収益であります。このため、過去に計上した売上高の水準が維持される保証はなく、今後の事業活動において収益が得られない場合には、売上高が大きく減少し、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 収益計上に関するリスク

医薬品の基礎研究開始から上市に至るまでには長い年月を要することから、研究開発の成果が事業収益として計上されるまでには長期間を要します。また、医薬品開発の成功確率はそれほど高くなく、上市に至らないケースも多いため、最終的に事業収益が計上されない可能性もあります。また、当社が臨床開発段階において製薬企業と提携した場合、その製薬企業が臨床試験を実施することになります。このため、臨床試験は提携先の製薬企業に依存し、当該提携先において順調に臨床試験が進まない場合など、当社が制御し得ない要因が発生した場合には、当該医薬品の開発が遅延あるいは中止となる可能性があります。

一方、研究開発が順調に進捗して上市に至った場合であっても、当該医薬品が市場において評価されず、当初計画していた収益を計上できない可能性があります。

当社は、研究開発段階から収益の計上方法を多様化することにより、各開発品の収益計上リスクの分散を図っておりますが、研究開発を行ったにもかかわらず、期待どおりの収益が計上できる保証はありません。このような場合には、当社の事業計画や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 科研製薬(株)との契約に関するリスク

当社は、科研製薬(株)に対して抗 9 インテグリン抗体をライセンスアウトしておりますが、当該開発品については、同社における経営環境の変化や経営方針の変更など当社が制御し得ない要因によって、中断あるいは中止となる可能性があります。当社は、このような事態が発生した場合、他の製薬企業などとの新たな提携関係を構築するなどして、事業計画への影響を最小限に留めるための施策を講じる方針ではありますが、これらが適時に実現されない場合には、当社の事業計画及び経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(4) 富士製薬工業(株)との契約に関するリスク

当社は、富士製薬工業(株)との間でG-CSF製剤の原薬供給に関する売買基本契約書を締結しておりますが、何らかの理由により当該契約が解除された場合には、当社の事業戦略や事業計画に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(5) G-CSFの販売に関するリスク

当社の開発品であるG-CSFは、富士製薬工業(株)と持田製薬(株)の2社が販売を行っておりますが、何らかの理由により、いずれかの企業が販売に支障をきたした場合には、当該医薬品の売上減少に伴い当社の原薬売上が減少し、当社の事業計画及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(6) Dong-A ST Co., Ltd.との契約に関するリスク

当社は、Dong-A ST Co., Ltd.（旧東亜製薬(株)）との間でG-CSFに関するライセンスイン契約を締結しております。本契約では、一定の使用期間は保証されているものの、当該期間経過後における更新は任意であるため、同社における経営環境の変化や経営方針の変更などにより更新を拒絶される可能性があります。このため、当社が使用を予定していた期間より短い期間で収益機会を喪失する可能性があり、このような場合には当社の事業計画及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### 4. 事業推進体制に関する事項

##### (1) 提携関係に関するリスク

当社は、研究開発の各段階において、販売を行う製薬企業などとの広範な提携関係を構築することで、固定費の増加を回避しつつ専門性の高い社外の技術力を活用し、戦略的かつ柔軟に研究開発を推進しております。しかしながら、計画通りに提携関係が構築できなかった場合、提携関係に変更が生じた場合あるいは提携関係が解消された場合には、当社の事業計画に大きな影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 小規模組織であることに関するリスク

当社の人員は、本書提出日現在、取締役5名（非常勤取締役2名を含む。）、監査役3名（非常勤監査役2名を含む。）、従業員10名であります。

当社の研究開発の特長は、社外との提携関係を構築することで、固定費を抑えつつ効率的に事業を推進することにあります。このため、少人数による組織体制が適しておりますが、今後積極的に開発品の拡充を図るためには、人員の増強が必要になるものと考えております。しかしながら、想定通りに人材の確保ができない場合あるいは人材の流出が生じた場合には、研究開発の推進や社外との提携関係の構築に支障が生じ、当社の事業計画や経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

また、事業の拡大に伴い、内部管理体制の強化も必要になってまいります。この点においても研究開発と同様に少人数の組織であるため、想定通りに人材の確保ができない場合あるいは人材の流出が生じた場合には、内部管理体制の質の低下を招き、当社の社会的信用を損なう可能性があります。

##### (3) 少数の事業推進者への依存に関するリスク

当社は小規模組織であるため、事業戦略の推進は各部門の責任者に強く依存する傾向があります。当社は、今後も優秀な人材の確保及び教育に努めてまいります。人材の確保及び教育が想定どおりに進まない場合あるいは人材の流出が生じた場合には、当社の事業戦略の推進に支障をきたす可能性があります。

また、社外との提携関係の構築を前提とする当社のビジネスモデルにおいては、製薬企業や研究機関などとの広い人脈を有する代表取締役社長河南雅成の業務の遂行が中心的な役割を担っております。当社は、少数の事業推進者に過度に依存しない体制を構築すべく経営組織の強化を図っておりますが、当面は同氏への依存度が比較的高い状態で推移することが見込まれます。このため、何らかの理由により同氏の業務の遂行が困難となった場合には、当社の事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

##### (4) 大学との共同研究に係る費用負担に関するリスク

当社は、医薬品シーズの探索を目的として、北海道大学をはじめとする複数の大学との共同研究を行っておりますが、共同研究に係る費用の一部については当社が負担しております。また、共同研究の進捗状況に応じて、追加的な費用を負担する場合があります。

当社は、今後も大学との共同研究に積極的に取り組む方針であり、相応の共同研究費を負担する予定ですが、共同研究に係るテーマなどの状況により、当社が予定していない費用負担が発生することになった場合、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (5) 研究所の使用に関するリスク

当社は、北海道大学と共同研究を実施しており、同大学の研究室の一部を当社研究所として賃借しております。このため、共同研究契約の終了など何らかの理由により、同大学の研究室の使用ができなくなった場合には、当社研究所の移転を余儀なくされ、追加的な設備投資や賃借料の発生などによって、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (6) ファブレス型経営に関するリスク

当社は、ファブレス型企業であることから、医薬品開発に伴うGLP試験やGMPに基づく原薬などの製造を受託企業に委託しております。このため、当該委託先において一定の信頼性や品質を有する対応が困難となり、代替先への製造移管を速やかに行うことができない場合には、当該開発品の研究開発に遅れが生じたり、研究開発自体が中止となることで、当社の事業計画に大きな影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は、当該開発品の上市後、原薬などを安定供給することが必要となりますが、製造委託先が商業用規模での安定供給に支障をきたし、代替先への製造移管を速やかに行うことができない場合には、当該医薬品の販売開始の遅延や市場への供給不足が発生し、当社の経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

## 5. 知的財産権に関する事項

### (1) 知的財産権に関するリスク

当社は、事業活動の中で様々な知的財産権を使用しておりますが、これらは当社の権利及び当社が権利出願中のもの、社外から適法に使用許諾を受けたもの、あるいは特許権が期間満了に至ったものであると認識しております。

しかしながら、当社が出願中の特許等の全てが成立する保証はありません。また、特許等が成立した場合でも、当該特許等を超越する優れた技術の台頭により、当社の特許等に含まれる技術が淘汰される可能性もあります。このような場合には、当社の競争力が失われ、当社の経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

一方、本書提出日現在において、当社の事業活動について第三者との間で知的財産権に関する紛争が生じた事実はありません。また、当社は今後発生し得る紛争を未然に防止するため、社内において、あるいは弁護士や弁理士を通じて特許調査を適宜実施しておりますが、万が一当社が第三者の特許等を侵害していた場合、当該第三者から差止請求や損害賠償請求を受け、高額な許諾料を請求されるなど、当社の事業活動並びに財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、第三者が当社の特許等を侵害する場合には、権利保全のために必要な措置をとるなど、その解決のために多大な費用と時間を要する可能性があります。

### (2) 特許の確保に関するリスク

当社が職務発明の発明者から特許を受ける権利を譲り受けた場合、当社は当該発明者に対して特許法第35条第3項に定める相当の対価を支払わなければなりません。これまでに対価の支払いについて発明者との間で問題が生じたことはありませんが、将来的に権利の対価の相当性について紛争が生じる可能性を否定することはできません。これらの紛争により、発明者に追加の対価を支払わなければならない場合には、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 権利者からの契約解除等に関するリスク

当社の開発品の中には、第三者からライセンスインした権利をベースとして研究開発を進めるものもあります。当社は、当該ライセンス契約に定める諸条件に従って、開発品を製品化する努力義務を負っております。ライセンス契約に定める諸条件の全てを当社が満たすことができるかどうかについては、多くの要因に依存しており、これらの中には当社が制御不能な要因も含まれております。このため、将来的に当社がライセンス契約の解除条項に抵触し、権利者から権利の許諾を受けられなくなった場合には、当社の事業計画並びに財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

## 6. 業績等に関する事項

### (1) 財政状態及び経営成績に関するリスク

当社は研究開発型企業であるため、開発品が安定的に収益計上できるようになるまでは研究開発費が先行して計上されますので、現時点では利益を計上することができておりません。当社は、早期の黒字化を目指しておりますが、事業計画が想定通りに進捗しない場合には、黒字化の時期が遅れたり、繰越利益剰余金がマイナスからプラスに転じる時期が遅れる可能性があります。

### (2) 税務上の繰越欠損金に関するリスク

当社は本書提出日現在において、税務上の繰越欠損金を有しており、現在は所得を課税標準とする法人税、住民税及び事業税が課されておられません。しかしながら、当社の業績が順調に推移することで繰越欠損金を上回る課税所得が発生した場合あるいは税制改正に伴い所得を課税標準とする法人税、住民税及び事業税が発生した場合には、計画している当期純利益又は当期純損失並びにキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 特定の販売先への依存に関するリスク

現在、当社の販売先は少数の製薬企業等に限定されており、特定の販売先への売上依存度が非常に高い状態にあります。

当社は新規販売先の開拓を進めることで、特定の販売先への売上依存度の引き下げを図る方針ですが、新規販売先の開拓が想定通りに進まない可能性があります。また、現在契約を締結している販売先との契約解消等が生じた場合には、当社の経営成績に重大な影響を与える可能性があります。



(4) 株式上場時の調達資金の使途に関するリスク

株式上場時の調達資金については、主にバイオ後続品のパイプライン拡充のための研究開発投資に充当する予定であります。当社は、投資効率に十分留意しながら研究開発投資を行う方針であります。これらの開発品が継続的に収益を生み出すようになるまでには長期を要する一方で、研究開発に係る成果が得られない場合もあります。このような場合、調達資金が投資家の期待する成果に結びつかない可能性があります。

(5) 資金調達に関するリスク

当社は研究開発型企業であるため、先行投資としての研究開発資金を必要としますが、当社が業を営む医薬品業界の特質として、研究開発投資がリターンを生み出すまでの期間が長く、これに伴うリスクも高いと考えられております。このため、安定的な収益基盤を確立するまでの間は、間接金融による資金調達は難しく、増資を中心とした資金調達を行う方針であります。その場合には、当社の発行済株式総数が増加し、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。また、機動的な資金調達が困難な場合には、研究開発を継続することができなくなる可能性があります。

(6) 配当政策に関するリスク

当社は、創業以来配当を実施しておらず、本書提出日現在においても、会社法の規定上、配当可能な状態にはありません。当面は早期の黒字化を目指し、内部留保による財務体質の強化及び研究開発活動への再投資を優先する方針であります。一方で、株主への利益還元についても重要な経営課題として捉え、財政状態及び経営成績を勘案しつつ配当の実施を検討してまいります。しかしながら、利益計画が想定通りに進捗せず、今後も安定的に利益を計上できない状態が続いた場合には、配当による株主還元が困難となる可能性があります。

(7) 新株予約権に関するリスク

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき、当社取締役、当社使用人及び社外協力者に対して新株予約権を発行することを、株主総会において決議したものであります。

このほか、当社は、平成25年2月28日開催の取締役会において、第三者割当の方法による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（発行価額の総額1,200,000千円）及び第2回新株予約権（発行価額の総額15,040千円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額1,599,966千円）の発行決議を行い、平成25年4月26日開催の臨時株主総会において承認され、平成25年5月1日に1,215,040千円の払込みが行われております。

これらの新株予約権の目的となる株式数（以下、「潜在株式数」という。）は本書提出日現在において1,549,033株であり、発行済株式総数及び潜在株式数の合計の42.4%を占めております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

また、当社は今後も優秀な人材確保のために同様のインセンティブプランを実施する可能性があり、将来付与したストックオプションが行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。さらに、新たなストックオプションに関しては、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号）により費用が計上される場合、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) ベンチャーキャピタル等の株式所有比率に関するリスク

本書提出日現在において、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合が当社の株式を所有しております。

一般的に、ベンチャーキャピタル等が未上場株式に投資を行う目的は、株式上場後に当該株式を売却してキャピタルゲインを得ることとされており、当社の株式を所有するベンチャーキャピタル等は今後その所有する当社株式の一部又は全部を売却することが想定されます。ベンチャーキャピタル等により当社株式が大量に売却された場合、短期的に需給バランスが悪化し、当社株式の株価が下落する可能性があります。

(9) 為替レートの変動に関するリスク

当社は、社外との提携関係の構築をグローバルに展開していることから、海外の取引先との間で外貨建取引を行うことがあります。従来、当社の外貨建取引の件数は少なく、支払サイトも短いことから、過去に多額の為替差損益を計上したことはありません。しかしながら、当社の今後の事業規模の拡大に伴い、外貨建取引の規模が大きくなった場合や支払サイトの長い外貨建取引を行う場合には、為替レートの変動により当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 7. その他

### (1) 情報流出に関するリスク

当社が研究開発の過程で入手する知見、技術、ノウハウ等には重要な機密情報が多く含まれております。当社は、これらの機密情報が社外に流出しないよう、役職員や取引先との間で秘密保持義務等を定めた契約を締結し、厳重な情報管理に努めております。

しかしながら、役職員や取引先によりこれらが遵守されなかった場合には、重要な機密情報が流出し、当社の事業活動に大きな影響を与える可能性があります。

### (2) システム障害等に関するリスク

当社はシステム障害、セキュリティ侵害等を未然に防止するために様々な手段を講じておりますが、ウィルス、権限のないアクセス、自然災害、通信エラーあるいは電気障害などが引き起こす事故が発生する可能性を否定することはできません。システム障害、セキュリティ侵害等が発生した場合、当社が保有する医薬品開発過程における重要な情報が喪失又は流出する可能性があります。データの喪失あるいは機密情報の流出を招いた場合、データ復旧のために金銭的・時間的に多大な負担を余儀なくされたり、特定の開発品の開発の進捗が遅延したり、取引先から損害賠償を請求されたり、当社の社会的信用が失墜して社外との提携関係の構築が難しくなるなど、当社の事業計画の進捗に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 医薬品の品質・副作用に関するリスク

当社が開発に関与する医薬品の安全性に関する情報は、限られた被験者を対象に実施した臨床試験から得られたものであり、上市前に副作用の全てを把握することはできません。当社は、直接医薬品の販売を行う計画はありませんが、上市後に予期せぬ副作用が発生する可能性があります。その場合、製品の回収あるいは販売中止を余儀なくされ、当社の原薬などの販売についても継続することが困難となり、以後の経営成績に大きな影響を与える可能性があります。

### (4) 訴訟等に関するリスク

当社は、コンプライアンス体制の構築に注力しておりますが、製薬企業などから特許等の侵害を理由として損害賠償請求を受けたり、訴訟を提起される可能性があります。また、製造物関連、環境関連、労務関連その他に関する訴訟が提起される可能性もあり、これらの結果、当社の社会的信用が失墜し、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

### (5) 災害に関するリスク

当社は、事業活動の中心となる事業所を北海道と東京に設けており、地理的なリスク分散を図っております。また、当社は研究開発活動の一部を社外に委託していることから、実質的にはさらに広くリスク分散されているものと考えております。

しかしながら、これらの地域において地震等の大規模な災害が発生した場合には、設備等の損壊やインフラの機能停止などにより、当社の事業活動が影響を受ける可能性があります。

（注）用語解説については、「第1企業の概況 3事業の内容」の末尾に記載しております。

## 5【経営上の重要な契約等】

### (1) ライセンスアウトに関する契約

契約書名	ライセンス契約書
相手先名	科研製薬(株)
契約締結日	平成19年6月29日
契約期間	契約締結日から本契約に定める全ての特許の満了日まで
主な契約内容	抗 9 インテグリン抗体の全世界における医薬品用途での開発及び企業化のために、特許、ノウハウ、技術及び改良技術の再実施権付独占的实施権を許諾する。 当社は、本契約の締結に伴う契約一時金、臨床試験から上市に至る各段階におけるマイルストーン契約金及び上市后におけるロイヤリティーを受領する。 当社は、本抗体を診断用試薬の用途において開発、使用及び販売する権利を有する。

### (2) 原薬販売に関する契約

契約書名	売買基本契約書
相手先名	富士製薬工業(株)
契約締結日	平成25年2月25日
契約期間	G-CSF製剤の製造販売承認取得日（平成24年11月21日）から7年間
主な契約内容	富士製薬工業(株)がG-CSF製剤を日本国内で商業的に製造販売するため、当社は、G-CSF製剤の原薬を継続的・安定的に同社に売り渡し、同社はこれを独占的に買い受ける。

### (3) ライセンスインに関する契約

契約書名	ライセンス契約書
相手先名	Dong-A ST Co., Ltd.（旧東亜製薬(株)）
契約締結日	平成20年1月21日
契約期間	本契約に定める各地域（日本、米国及び一部地域を除く欧州）での販売開始後10年間（ただし、一方の当事者から更新拒絶の意思表示がない限り、以後1年毎に自動更新）
主な契約内容	G-CSFを産生する細胞及び技術に対する独占的实施権の許諾を受ける。 上記実施許諾により得られたG-CSFの原薬又は製剤を、医薬品用途において使用、製造、販売及び譲渡を行う権利を受ける。 契約一時金、開発段階に応じたマイルストーン契約金及び上市后におけるロイヤリティーを支払う。

（注）用語解説については、「第1企業の概況 3事業の内容」の末尾に記載しております。

## 6【研究開発活動】

当社は、希少疾患や難治性疾患などの医療領域を対象として、バイオ医薬品（バイオ新薬及びバイオ後続品）を主軸とした研究開発活動を展開しております。

### (1) 自社研究開発体制

当社では、事業開発部が研究開発を担当しており、北海道大学遺伝子病制御研究所内に研究所を置き、自社での研究開発体制を整備しております。加えて、東京事務所を拠点として、外部委託先を活用し、効率的かつスピーディーな研究開発を推進しております。

当社の研究開発においては、主にバイオ新薬のシーズ探索を目的として、疾患に関連する物質の特定やその働きを阻害する抗体などの作製を行い、その作用メカニズムなどの分析と評価を行うことに研究開発資源を投入しております。

### (2) 共同研究開発体制

当社は、バイオベンチャー企業であることから、限られた人材と要員で事業を推進しております。このため、東京事務所の事業開発部を中心として、早期の段階から、各分野に専門性を有する社外の研究機関や製薬企業などと提携することにより共同研究開発体制を構築し、当社の研究開発費の増加を回避しつつ、必要な社外技術の有効活用を図っております。また、多額の開発費用を要する商業用規模での製法・品質の検討、非臨床試験及び臨床試験の開発段階においては、製薬企業へのライセンスアウトを基本とし、それに伴う共同研究開発契約などにより、マイルストーン契約金や共同研究開発に伴う役務収益が得られる提携関係を構築し、研究開発費の負担の軽減を図っております。

### (3) 研究開発活動の概要

当事業年度における研究開発費の総額は206,386千円となりました。当社の研究開発費の主な内容は、非臨床試験及び臨床開発に関連する外部委託費、社外からライセンスインした特許やノウハウの実施料、自社における研究材料費、研究員の人件費等であります。

バイオ後続品事業につきましては、既存開発品でありますG-CSFの開発を積極的に推進する一方で、これに続く開発品の拡充を目的として、バイオ後続品に係る情報収集及び評価に注力した結果、当事業年度における研究開発費のうち約9割については、バイオ後続品開発に係るものとなりました。

また、バイオ新薬事業につきましては、科研製薬㈱にライセンスアウトした抗体医薬品に続く開発品を生み出すために、4種類の抗体医薬品、1種類の多糖類医薬品及び1種類の核酸医薬品の研究開発活動を行いました。

## (4) パイプラインの状況

当事業年度末における当社のパイプラインの状況は、以下のとおりであります。

バイオ後続品事業	開発研究	臨床第1相	臨床第2相	臨床第3相	申請・審査 承認・上市
GBS-001 (がん)					
GBS-002 (がん)					
GBS-003 (免疫疾患)					
GBS-004 (がん)					
GBS-005 (免疫疾患)					
GBS-006 (循環系疾患)					
GBS-007 (眼疾患)					
GBS-008 (感染症)					
GBS-009 (免疫疾患)					
GBS-010 (がん)					

バイオ新薬事業	基礎研究	開発研究	臨床第1相	臨床第2相	臨床第3相	申請・審査 承認・上市
GND-001 (免疫疾患、がん)						
GND-002 (がん)						
GND-003 (がん)						
GND-004 (がん)						
GND-005 (免疫疾患)						
GND-006 (循環系疾患)						
GND-007 (免疫疾患)						

## (5) 主な開発品の進捗状況

## バイオ後続品事業

バイオ後続品事業におきましては、富士製薬工業㈱と共同開発を進めてまいりましたG-CSF（GBS-001）について、平成24年11月21日付で、当該医薬品の販売を行う富士製薬工業㈱と持田製薬㈱が国内での製造販売承認を取得いたしました。

## バイオ新薬事業

バイオ新薬事業におきましては、科研製薬㈱にライセンスアウトした抗 9 インテグリン抗体（GND-001）は、同社の主導で研究開発が進められており、当社はその支援という形で継続的に関与しております。

さらに、自社で研究開発中の4つの抗体医薬品候補につきましては、GND-002、GND-003及びGND-004は抗がん剤として、GND-005は免疫疾患を対象として研究開発を進めており、昨年度に引き続き薬効試験を行っております。

糖成分を薬効とする抗血栓薬（GND-006）につきましては、ライセンスアウト先製薬企業の選定を行っております。

核酸医薬品候補（GND-007）につきましては、薬剤送達システムに関する新たな技術を有する提携先を選定中であります。

（注）用語解説については、「第1企業の概況 3事業の内容」の末尾に記載しております。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりまして、事業年度末における資産及び負債、会計期間における収益及び費用について会計上の見積りを必要としております。この見積りに関しては、過去の実績及び適切な仮定に基づいて合理的に計算しておりますが、実際の結果と相違する場合があります。

### (2) 財政状態に関する分析

#### 流動資産

当事業年度末における流動資産の残高は、前事業年度末比82.0%増の919,140千円となりました。これは主に、売掛金が199,584千円減少したものの、現金及び預金が601,893千円増加したことによるものであります。現金及び預金の増加については、東京証券取引所マザーズへの上場に伴う公募増資等による資金調達が主な要因であります。なお、売掛金については、当社の取引件数が少なく、かつ、1件当たりの取引金額が大きいため、事業年度末直前の取引状況により、事業年度末における残高が大幅に増減する傾向にあります。

#### 固定資産

当事業年度末における固定資産の残高は、前事業年度末比4.3%増の3,288千円となりました。なお、固定資産について、特筆すべき増減はありません。

#### 流動負債

当事業年度末における流動負債の残高は、前事業年度末比84.5%減の24,910千円となりました。これは主に、買掛金が93,930千円、未払金が42,483千円減少したことによるものであります。なお、買掛金については、当社の取引件数が少なく、かつ、1件当たりの取引金額が大きいため、事業年度末直前の取引状況により、事業年度末における残高が大幅に増減する傾向にあります。

#### 固定負債

当事業年度末における固定負債の残高は、前事業年度末比55.4%増の9,510千円となりました。これは、退職給付引当金の増加によるものであります。

#### 純資産

当事業年度末における純資産の残高は、前事業年度末比160.1%増の888,008千円となりました。これは、当期純損失を377,047千円計上したものの、東京証券取引所マザーズへの上場に伴う公募増資等による資金調達により、資本金及び資本準備金がそれぞれ461,850千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績に関する分析

当事業年度における売上高は60,534千円（前年同期比70.8%減）、営業損失は358,097千円（前年同期は316,354千円の営業損失）、経常損失は373,657千円（前年同期は317,602千円の経常損失）、当期純損失は377,047千円（前年同期は320,992千円の当期純損失）となりました。

営業損益については、販売費及び一般管理費は減少したものの、バイオ後続品事業の売上が減少したことから、減益となりました。売上の減少については、G-CSFの研究開発段階における原薬供給が終了して承認待ちの状態であったことが主な要因であります。

営業外損益については、株式公開費用及び公募増資等に伴う株式交付費の発生を除いて、特筆すべき事項はありません。

特別損益については、該当事項はありません。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、研究開発におけるリスクを低減させるため、研究開発過程の全てを自社で行うことはせずに、社外との業務提携によって推進することを基本方針としております。このため、業務提携先の方針の変化などによって、研究開発の進捗が遅れるなど、外部要因によって当社の収益が大きく影響を受ける可能性があります。

また、当社は積極的にパイプラインの拡充を図っていく方針ですが、新規の開発品に着手することにより、研究開発費が大幅に増加する可能性があります。

(5) キャッシュ・フローの状況に関する分析

キャッシュ・フローの状況に関する分析につきましては、「第2事業の状況 1業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

(6) 資本の財源及び資金の流動性に関する分析

当社が業を営む医薬品業界の特質として、研究開発投資がリターンを生み出すまでの期間が長く、これに伴うリスクも高いと考えられております。このため、安定的な収益基盤を確立するまでの間は、間接金融による資金調達は難しく、直接金融による資金調達が基本になると考えております。

(7) 経営戦略の現状と見通し

当社は、当面の間は、新薬と比較して明らかに研究開発リスクの小さいバイオ後続品に経営資源を集中する方針であります。また、研究開発の早期の段階で業務提携を行い、開発業務と費用を分担することで、研究開発費とリスクの低減を図ってまいります。現在、G-CSFに続く開発品の拡充に向け、業務提携候補先との交渉を進めております。

(8) 経営者の問題認識と今後の方針について

医薬品開発におけるリスクを分散させるためには、複数の開発品を保有し、パイプラインの充実を図ることが最重要課題であると考えておりますが、そのためには研究開発資金が必要となります。特に、バイオ後続品については、既存バイオ医薬品の特許期間の満了時期から逆算して研究開発を開始する必要があるため、機を逸することのない意思決定と経営資源の投入を行う必要があります。また、バイオ新薬については、優れた有効性や差別化を訴求できるように限られた経営資源でデータを得て、あらゆる手段を講じて、ライセンスアウト先との交渉の機会を作ることに注力いたします。そこで、安定的な収益基盤を確立するまでの間は、開発品の優先順位を勘案の上、財務会計面及び管理会計面からも検討を加え、意思決定を行っていきたいと考えております。

(注) 用語解説については、「第1企業の概況 3事業の内容」の末尾に記載しております。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は221千円であり、その内容は、研究所における備品の取得であります。  
なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

平成25年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数(人)
		建物	工具、器具及び 備品	合計	
本社 (札幌市中央区)	事務所	0	125	125	4 (-)
研究所 (札幌市北区)	研究開発設備	-	457	457	2 (-)
東京事務所 (東京都中央区)	事務所	-	-	-	2 (-)
大阪事務所 (大阪市北区)	事務所	-	-	-	- (-)

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
 2. 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含んでおりません。  
 3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。  
 4. 現在休止中の主要な設備はありません。  
 5. 研究所は、北海道大学遺伝子病制御研究所内に設置しております。  
 6. 上記の他、主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	従業員数(人)	床面積(m <sup>2</sup> )	年間賃借料(千円)
本社 (札幌市中央区)	事務所	4 (-)	93.86	2,880
東京事務所 (東京都中央区)	事務所	2 (-)	46.19	2,849
大阪事務所 (大阪市北区)	事務所	- (-)	6.00	1,572

#### 3【設備の新設、除却等の計画】(平成25年7月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等  
該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等  
該当事項はありません。



## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	4,000,000
計	4,000,000

## 【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,105,100	東京証券取引所 （マザーズ）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	2,105,100	-	-

## (2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

（平成18年11月15日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年7月31日）
新株予約権の数（個）	900（注）1	660（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）3	90,000（注）2	66,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）4	1,000	1,000
新株予約権の行使期間	平成20年11月16日から 平成28年11月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,000 資本組入額 500	発行価格 1,000 資本組入額 500
新株予約権の行使の条件	（注）5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）6	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1．株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は1,200個であり、平成18年11月15日開催の取締役会決議において900個を付与しております。

2．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

3．当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株の100分の1未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は新株予約権の目的となる株式の数を調整することができるものとする。

4. 新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合には、行使時に1株につき払込みをすべき金額(以下、「行使価格」という。)をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が調整前行使価格を下回る価格により新株を発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価格}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とする。また、自己株式の処分の場合には、上記算式における「新規発行株式数」を「処分自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に各々読み替えるものとする。

なお、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は行使価格を調整することができるものとする。

5. 新株予約権の行使等に関連して、以下の条件が定められております。

- (1) 当社は、次の事由が生じたときは、新株予約権を取締役会決議により無償で取得することができる。ただし、上記に関わらず、当該新株予約権は、当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転において、当社新株予約権者に当該新株予約権に代わる新株予約権を交付することが定められなかった場合は、会社法に定める新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日正午において行使できなくなる。

当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併に関する契約書、当社が分割会社となる吸収分割に関する契約書若しくは新設分割に関する計画書、又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転に関する計画書が株主総会で承認されたとき  
新株予約権者が下記いずれの身分とも喪失したとき

イ 当社の取締役又は監査役

ロ 当社の使用人

ハ 顧問、アドバイザー、コンサルタント、その他当社と継続的な契約関係

新株予約権者に下記に該当する事由が発生したとき

イ 禁錮以上の刑に処せられた場合

ロ 当社の事前の承認を得ず、当社と競合する業務に関わった場合

ハ 法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合

ニ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受けた、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

ホ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出した若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

ヘ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てがあった場合

ト 解散の決議が行われた場合

チ 新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合

- (2) 新株予約権者は、1個の新株予約権を分割して行使することはできない。

6. 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(平成25年2月28日取締役会決議及び平成25年4月26日臨時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年7月31日)
新株予約権の数(個)	-	80
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	-	847,440(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	-	1,888
新株予約権の行使期間	-	平成25年5月1日から 平成30年4月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	(注)5
新株予約権の行使の条件	-	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	-	(注)7
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数(以下、「交付株式数」という。)は、10,593株とする。

2. 新株予約権の発行価格は、1個につき188,000円とする。

3. 新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)4(1)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

4. (1) 当社は、当社が新株予約権の発行後、所定の各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(4) (1)の所定の各事由により行使価額の調整を必要とする場合以外にも、当社は、新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

5. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、行使価額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。

6. (1) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、新株予約権の行使を行うことはできない。

(2) 各新株予約権の一部行使はできない。

7. 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

（平成25年2月28日取締役会決議及び平成25年4月26日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年7月31日)
新株予約権付社債の残高(千円)	-	1,200,000(注)1
新株予約権の数(個)	-	48(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	635,593(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	-	1,888
新株予約権の行使期間	-	平成25年5月1日から 平成30年4月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	(注)4
新株予約権の行使の条件	-	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	-	(注)6
代用払込みに関する事項	-	(注)7
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 各社債の金額は金25,000,000円の1種とし、各社債に付する新株予約権の数は1個とする。

2. 新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、当該新株予約権に係る社債の払込金額の総額を転換価額(転換価額調整事由が発生した場合は調整後転換価額)で除して得られる最大整数とする。

ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

3. (1) 当社は、当社が新株予約権付社債の発行後、所定の各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(3) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(4) (1)の所定の各事由により転換価額の調整を必要とする場合以外にも、当社は、社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

4. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、転換価額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。

5. 各新株予約権の一部行使はできない。

6. 新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより社債又は新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。

## (3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年6月10日 (注)1	3,201	7,615	240,075	350,125	240,075	253,391
平成22年7月6日 (注)2	3,386	11,001	253,950	604,075	253,950	507,341
平成23年9月30日 (注)3	1,933	12,934	173,970	778,045	173,970	681,311
平成24年5月11日 (注)4	300	13,234	27,000	805,045	27,000	708,311
平成24年6月27日 (注)5	477	13,711	42,930	847,975	42,930	751,241
平成24年8月8日 (注)6	1,357,389	1,371,100	-	847,975	-	751,241
平成24年11月29日 (注)7	580,000	1,951,100	320,160	1,168,135	320,160	1,071,401
平成25年1月4日 (注)8	130,000	2,081,100	71,760	1,239,895	71,760	1,143,161
平成25年4月1日～ 平成25年7月31日 (注)9	24,000	2,105,100	12,000	1,251,895	12,000	1,155,161

## (注)1. 有償第三者割当

発行価格 150,000円

資本組入額 75,000円

割当先: NIFSMBC-V2006神戸バイオ・メディカル4号投資事業有限責任組合他 計13名

## 2. 有償第三者割当

発行価格 150,000円

資本組入額 75,000円

割当先: 大阪バイオファンド投資事業有限責任組合、北海道しんきん地域活性投資事業有限責任組合他  
計16名

## 3. 有償第三者割当

発行価格 180,000円

資本組入額 90,000円

割当先: 清藤勉他 計4名

## 4. 有償第三者割当

発行価格 180,000円

資本組入額 90,000円

割当先: 富士製薬工業(株)

## 5. 有償第三者割当

発行価格 180,000円

資本組入額 90,000円

割当先: みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合  
ネオステラ1号投資事業有限責任組合

## 6. 株式分割(1:100)によるものであります。

## 7. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,200円

引受価額 1,104円

資本組入額 552円

払込金総額 640,320千円

## 8. 有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

発行価格 1,104円

資本組入額 552円

割当先：野村證券(株)

## 9. 新株予約権の行使による増加であります。

## (5) 【所有者別状況】

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	2	16	19	13	4	2,087	2,141	-
所有株式数 （単元）	-	749	3,111	1,126	808	16	14,994	20,804	700
所有株式数の割合（％）	-	3.60	14.95	5.41	3.88	0.08	72.07	100.00	-

（注）1. 単元未満株式のみを所有する株主数は43人であり、合計株主数は2,184人であります。

2. 当社の株式は振替株式でありますので、直近の総株主通知の基準とする日現在で記載しております。

## (6) 【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 （株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
道銀どさんこ2号投資事業有限責任組合	札幌市北区北7条西2-20	83,300	4.00
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	81,500	3.92
清藤 勉	群馬県高崎市	77,700	3.73
ネオステラ1号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋1-17-10	60,000	2.88
安田企業投資4号投資事業有限責任組合	東京都千代田区麹町3-3-8	55,600	2.67
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区桜丘町20-1	50,100	2.41
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	49,000	2.35
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川4-12-3	44,400	2.13
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町2-4-1	41,637	2.00
札幌元気テクノロジー投資事業有限責任組合	札幌市北区北7条西2-20	41,600	2.00
計	-	584,837	28.10

（注）当社の株式は振替株式でありますので、直近の総株主通知の基準とする日現在で記載しております。

## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,080,400	20,804	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 700	-	-
発行済株式総数	2,081,100	-	-
総株主の議決権	-	20,804	-

(注) 当社の株式は振替株式でありますので、直近の総株主通知の基準とする日現在で記載しております。

## 【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(注) 当社の株式は振替株式でありますので、直近の総株主通知の基準とする日現在で記載しております。

## (8)【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成18年11月15日臨時株主総会決議)

会社法に基づき、当社取締役、当社使用人及び社外協力者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成18年11月15日開催の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成18年11月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3【配当政策】

当社は、当面は早期の黒字化を目指し、内部留保による財務体質の強化及び研究開発活動への再投資を優先する方針であります。一方で、株主への利益還元についても重要な経営課題として捉え、財政状態及び経営成績を勘案しつつ配当の実施を検討してまいります。

当社は、会社法第454条第5項に基づき、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めておりますが、剰余金の配当は期末配当の年1回を基本方針としております。なお、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会となっております。

当社は現在、バイオ後続品事業、バイオ新薬事業ともに研究開発の過程にあり、これまで配当を実施しておらず、当事業年度の剰余金の配当については無配としております。

（注）用語解説については、「第1企業の概況 3事業の内容」の末尾に記載しております。

## 4【株価の推移】

### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
最高(円)	-	-	-	-	3,390
最低(円)	-	-	-	-	1,212

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、平成24年11月30日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高(円)	2,250	3,390	8,700	11,140	10,450	5,310
最低(円)	1,606	2,065	2,350	5,620	2,074	3,030

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。



## 5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	-	河南 雅成	昭和35年3月1日生	昭和58年4月 三谷産業株式会社入社 平成12年2月 相模化成工業株式会社出向 常務取締役就任 平成14年1月 三谷産業株式会社ケミカル 事業部ファインケミカル管 業部長 平成14年9月 株式会社免疫生物研究所入 社 経営管理室長 平成15年6月 同社取締役経営管理室長就 任 平成16年5月 同社取締役就任 平成16年5月 当社代表取締役社長就任 (現任)	(注)3	17,000
取締役	CTO	蒲池 信一	昭和24年1月3日生	昭和52年4月 中外製薬株式会社入社 昭和63年3月 株式会社バイオセンサー研 究所出向 平成6年10月 中外製薬株式会社技術本部 試験研究センター長 平成11年6月 株式会社バイオセンサー研 究所取締役副所長就任 平成16年10月 コンサルティング業開業 平成19年5月 当社入社 営業開発部長 平成20年4月 株式会社BCGジャパン取締役 就任 平成22年10月 当社事業開発部長 平成22年10月 当社取締役事業開発部長就 任 平成25年5月 当社取締役CTO就任(現任)	(注)3	600
取締役	CFO	三ツ木 勝俊	昭和50年4月2日生	平成12年10月 監査法人太田昭和センチュ リー入所 平成17年1月 株式会社免疫生物研究所入 社 平成18年6月 同社取締役財務経理部長就 任 平成19年9月 株式会社ほんやら堂入社 執 行役員管理部長 平成19年12月 同社取締役管理部長就任 平成20年4月 株式会社ティー・エム・ワ イ入社 管理部長 平成20年6月 同社取締役管理部長就任 平成22年4月 同社取締役管理本部長兼経 営企画室長就任 平成22年6月 当社監査役就任 平成22年7月 株式会社ティー・エム・ワ イ常務取締役就任 平成22年10月 当社取締役就任 平成23年10月 株式会社ティー・エム・ワ イ取締役就任 平成23年10月 当社取締役経営企画室長就 任 平成25年5月 当社取締役CFO就任(現任)	(注)3	300

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	-	飯野 智	昭和40年7月9日生	平成元年4月 株式会社日立製作所入社 平成12年3月 CSKベンチャーキャピタル株式会社入社 平成16年6月 同社取締役就任 平成22年9月 株式会社ウィズ・パートナーズマネージング・ダイレクター 平成24年3月 ナノキャリア株式会社取締役就任(現任) 平成25年4月 株式会社ウィズ・パートナーズシニア・マネージング・ダイレクター(現任) 平成25年5月 当社取締役就任(現任)	(注)4	-
取締役	-	藤澤 朋行	昭和41年6月23日生	平成4年4月 武田薬品工業株式会社入社 平成20年2月 同社事業開発部医薬ライセンスシニアマネージャー 平成23年4月 同社医薬研究本部研究アイアンス室室長 平成24年4月 株式会社ウィズ・パートナーズマネージング・ダイレクター(現任) 平成25年5月 当社取締役就任(現任)	(注)4	-
常勤監査役	-	林 昭彦	昭和32年2月8日生	昭和55年4月 中道機械株式会社入社 昭和58年11月 中道リース株式会社転籍 昭和63年11月 たくぎん抵当証券株式会社入社 平成11年5月 株式会社ディー・ブレイン札幌入社 平成14年11月 創研コンサルティング株式会社入社 平成22年9月 当社入社 平成25年5月 当社監査役就任(現任)	(注)5	-
監査役	-	森 正人	昭和40年3月20日生	昭和62年10月 サンワ・等松青木監査法人入所 平成7年7月 シティバンク、エヌ・エイ入社 平成13年3月 ぶらっとホーム株式会社入社 経営企画部長 平成13年6月 同社取締役CFO兼管理本部長就任 平成16年3月 日本テレコム株式会社入社 経理部長 平成17年7月 株式会社新生銀行入社 財務経理部部长 平成18年8月 森会計事務所所長(現任) 平成18年12月 株式会社ほんやら堂監査役就任 平成19年6月 株式会社ティー・エム・ワイ監査役就任(現任) 平成22年10月 当社監査役就任(現任)	(注)6	200
監査役	-	甚野 章吾	昭和43年7月19日生	平成6年10月 朝日監査法人入所 平成17年1月 甚野公認会計士事務所開設所長(現任) 平成17年1月 北斗税理士法人設立 代表社員所長(現任) 平成20年6月 札幌監査法人代表社員(現任) 平成22年5月 株式会社北の達人コーポレーション監査役就任(現任) 平成25年5月 当社監査役就任(現任)	(注)5	-
計						18,100

- (注) 1. 取締役飯野智及び藤澤朋行は、社外取締役であります。
2. 監査役森正人及び甚野章吾は、社外監査役であります。
3. 平成24年8月8日開催の臨時株主総会終結の時から、平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成25年5月1日の就任時から、平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 平成25年5月1日の就任時から、平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 平成24年8月8日開催の臨時株主総会終結の時から、平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
7. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は3名で、管理部長上野昌邦、研究担当部長長谷川嘉一及び開発担当部長北村真一で構成されております。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

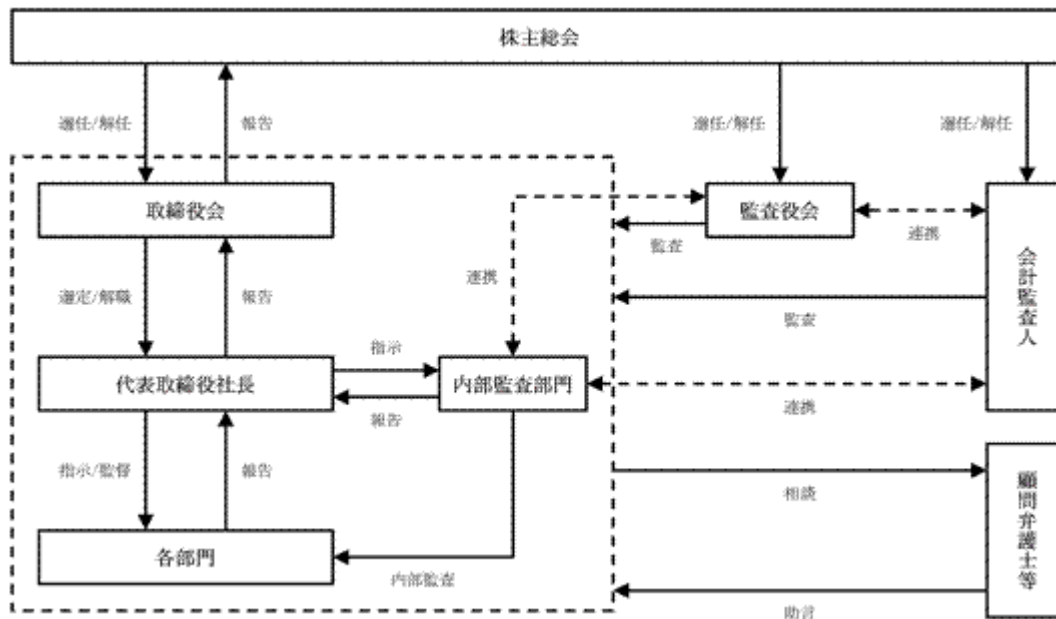
当社は、株主、取引先、共同研究開発先、従業員等の全てのステークホルダーの期待に応え、企業価値を向上させ、社会貢献を果たしていくために、コーポレート・ガバナンスの充実が最重要課題であると認識しております。

当社は、今後も経営効率の向上とコンプライアンスの徹底を図り、より豊かな医療環境及び社会環境の実現に貢献すべく、企業活動を推進してまいります。

会社の機関の内容

当社は、取締役会、監査役会及び会計監査人設置会社であります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下のとおりであります。



#### イ 取締役会について

当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役2名）で構成されております。

当社の取締役会は、毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、業務執行に関わる重要な意思決定や業務の進捗報告を行うとともに、取締役間の相互牽制により業務執行の監督を行っております。

#### ロ 監査役会について

当社の監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されております。

当社の監査役会は、毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査計画の策定や監査実施状況の確認を行うなど、監査役相互の情報共有を図っております。

#### ハ 内部監査について

当社の内部監査は、代表取締役社長直属の内部監査室を主管部門とし、内部監査室長1名及び担当者1名の体制にて、各部門に対して実施しております。

#### ニ 会計監査人について

当社は、会計監査人に有限責任 あずさ監査法人を選任しております。

当社は、社外取締役2名及び社外監査役2名を選任しております。社外取締役2名は、主に株主及び投資家の視点から、社内取締役による業務執行を監督しております。また、社外監査役2名は、社外取締役を含む取締役による職務の遂行が、特定のステークホルダーの利害に偏らず、公平かつ適切に行われていることを確認しております。このような二重の監督機能を備えることにより、コーポレート・ガバナンスの機能が有効に発揮できるものと考えております。

内部統制システムの整備の状況

イ 業務の適正を確保するために必要な体制の整備について

当社は、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程を制定し、役職員の責任と権限を明確にしているほか、会社法第362条第5項に定める取締役会決議を行い、業務の適正を確保するために必要な体制を整備しております。

ロ 金融商品取引法による内部統制報告制度への対応について

当社は、内部監査室を主管部門として、金融商品取引法第24条の4の4第1項に定める内部統制報告書を作成するための体制を整備しております。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理規程に基づき、リスクの分析や対応策の検討等を行っているほか、緊急時対策実施要領を定めてリスクが顕在化した場合の非常事態にも備えております。

また、当社は弁護士事務所及び国際特許事務所とそれぞれ顧問契約を締結しており、海外を含む取引先との契約あるいは知的所有権の取扱い等慎重な判断を要する事項については、必要に応じて適切な助言を受けられる体制としております。

内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、内部監査規程に基づき、代表取締役社長に承認された年度監査計画に沿って、内部監査部門による関係書類の閲覧や関係者へのヒアリング等の手続を通じて実施しており、監査の都度、内部監査部門は代表取締役社長に対して内部監査報告書を提出しております。なお、内部監査報告書において要改善事項が指摘された場合、代表取締役社長は被監査部門の責任者に対して改善指示を出し、当該責任者は速やかに改善策を立案して改善計画書を代表取締役社長に提出しております。また、内部監査部門は一定期間経過後に、その改善状況を確認するためのフォローアップ監査を実施しております。

当社の監査役につきましては、内部監査及び内部統制報告の整備・運用に携わってきた者を常勤監査役として選定しているほか、社外監査役である非常勤監査役2名は、いずれも公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役は、年度監査計画に基づき、取締役会その他重要会議への出席、代表取締役社長との定期的面談、重要書類の閲覧、関係者へのヒアリング等による監査活動を分担して実施し、その結果を監査役会において適時に報告しております。また、三様監査を有効かつ効率的に進めるため、監査役は内部監査に同行して適時に意見交換するとともに、監査法人による四半期決算レビュー及び期末監査時には、監査法人を含めた3者間での意見交換を行っております。

会計監査の状況

当社は、会計監査人に選任された有限責任 あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、会社法並びに金融商品取引法に基づく会計監査を受けておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間に特別の利害関係はありません。

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人及び継続監査年数並びに監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

イ 業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人及び継続監査年数

公認会計士の氏名等		所属する監査法人
指定有限責任社員	都甲 孝一	有限責任 あずさ監査法人
業務執行社員	秋田 英明	

（注）継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

ロ 監査業務に係る補助者

公認会計士5名 その他1名

社外役員の状況

当社の社外役員は、社外取締役2名及び社外監査役2名であります。

当社が社外役員に期待する機能及び役割は、財務、会計、法務、コンプライアンス等の専門的知見を積極的に取り入れるとともに、取締役の業務執行に対する客観的かつ中立的な経営監視体制を確保することであり、当該目的にかなう専門的知識と経験を有する者を社外役員として選任しております。なお、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任に当たっては、経歴や当社との関係を踏まえ、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保されることを前提に判断しております。

社外取締役飯野智及び社外取締役藤澤朋行は、いずれも製薬業界及び企業経営に精通しており、主に株主及び投資家の視点から、社内取締役による業務執行を監督しております。また、社外取締役の意見は、担当取締役を通じて各部門にフィードバックされ、その結果が取締役会において報告されております。

社外取締役飯野智は、当社の第1回転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権の割当先であるウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合の無限責任組合員(株)ウィズ・パートナーズのシニア・マネージング・ダイレクターであり、社外取締役藤澤朋行は、同社のマネージング・ダイレクターであります。当社との間にその他の利害関係はありません。

また、当社と社外取締役2名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

社外監査役森正人及び社外監査役甚野章吾は、いずれも公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に精通していることから、当社の財務状況等に関して経営陣から独立した中立的な立場での助言を期待しております。

社外監査役森正人は、当社株式を200株保有しておりますが、当社との間にその他の利害関係はありません。また、社外監査役甚野章吾は、北斗税理士法人の代表社員所長であり、当社は過去に同法人との間で税務顧問契約を締結しておりましたが、現在は当社との間に特別の利害関係はありません。

なお、当社は、社外監査役森正人及び社外監査役甚野章吾を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

役員報酬等

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	19,200	19,200	-	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く。)	4,950	4,950	-	-	-	1
社外役員	4,500	4,500	-	-	-	2

ロ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

ハ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

上記のほか、使用人兼務取締役3名に対して使用人分給与を25,710千円支給しております。

ニ 役員報酬額の決定に関する方針

取締役の報酬限度額は、平成21年6月24日開催の第9回定時株主総会において年額100,000千円以内（ただし、使用人兼務役員の使用人分給与は含まない。）と決議され、当該限度内で経済情勢、会社の業績、個人の評価等を総合的に勘案の上、取締役会の決議により決定しております。

監査役の報酬限度額は、平成21年6月24日開催の第9回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議され、当該限度内で監査役会の協議により決定しております。

株式の保有状況

該当事項はありません。

取締役の定数

当社の取締役については、6名以内とする旨を定款に定めております。

**取締役の選任の決議要件**

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

**中間配当に関する事項**

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

**株主総会の特別決議要件**

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

**自己の株式の取得**

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

**(2)【監査報酬の内容等】**

**【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
8,000	-	12,500	800

**【その他重要な報酬の内容】**

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

**【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】**

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、コンフォートレター作成業務であります。

**【監査報酬の決定方針】**

当社は、監査報酬の決定方針を特に定めておりませんが、監査公認会計士等から提示される監査計画において予定されている監査体制や監査日程等を総合的に勘案して、監査役会の同意を得た上で決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

なお、監査報告書は、平成25年6月28日提出の有価証券報告書に添付されたものによっております。

### 3．連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計専門書の購読等を行っております。



## 1【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	285,534	887,428
受取手形	-	9,620
売掛金	206,797	7,213
前渡金	4,704	5,229
前払費用	799	1,039
その他	7,081	8,610
流動資産合計	504,916	919,140
固定資産		
有形固定資産		
建物	460	460
減価償却累計額	460	460
建物（純額）	0	0
工具、器具及び備品	6,287	6,508
減価償却累計額	5,758	5,925
工具、器具及び備品（純額）	528	582
有形固定資産合計	528	582
無形固定資産		
商標権	361	323
無形固定資産合計	361	323
投資その他の資産		
長期前払費用	19	138
差入保証金	2,244	2,244
投資その他の資産合計	2,264	2,382
固定資産合計	3,154	3,288
資産合計	508,070	922,429
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	93,930	-
未払金	53,152	10,669
未払費用	2,914	3,575
未払法人税等	5,245	6,788
前受金	4,462	2,100
預り金	889	1,777
流動負債合計	160,594	24,910
固定負債		
退職給付引当金	6,120	9,510
固定負債合計	6,120	9,510
負債合計	166,714	34,420

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	778,045	1,239,895
資本剰余金		
資本準備金	681,311	1,143,161
資本剰余金合計	681,311	1,143,161
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,118,000	1,495,048
利益剰余金合計	1,118,000	1,495,048
株主資本合計	341,355	888,008
純資産合計	341,355	888,008
負債純資産合計	508,070	922,429

## 【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
<b>売上高</b>		
製品売上高	190,339	30,950
役務収益	16,785	29,584
売上高合計	207,124	60,534
<b>売上原価</b>		
製品売上原価		
製品期首たな卸高	-	-
当期製品製造原価	91,129	-
合計	91,129	-
製品期末たな卸高	-	-
製品売上原価	91,129	-
役務原価	30	15,093
売上原価合計	91,159	15,093
売上総利益	115,964	45,440
<b>販売費及び一般管理費</b>		
役員報酬	29,200	28,650
給料及び手当	49,891	56,549
支払報酬	37,238	48,858
減価償却費	284	323
研究開発費	264,667	206,386
その他	51,037	62,769
販売費及び一般管理費合計	432,319	403,538
営業損失（ ）	316,354	358,097
<b>営業外収益</b>		
受取利息	71	75
講演料収入	-	140
受取返戻金	-	627
雑収入	78	52
営業外収益合計	150	895
<b>営業外費用</b>		
株式交付費	1,267	6,974
株式公開費用	-	9,469
為替差損	25	12
雑損失	104	-
営業外費用合計	1,397	16,456
経常損失（ ）	317,602	373,657
税引前当期純損失（ ）	317,602	373,657
法人税、住民税及び事業税	3,390	3,390
法人税等合計	3,390	3,390
当期純損失（ ）	320,992	377,047

## 【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		10,788	11.8	-	-
労務費		1,098	1.2	-	-
経費		79,243	87.0	-	-
当期総製造費用		91,129	100.0	-	-
期首仕掛品たな卸高		-		-	
合計		91,129		-	
期末仕掛品たな卸高		-		-	
当期製品製造原価		91,129		-	

## 原価計算の方法

原価計算の方法は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

(注) 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
外注加工費(千円)	79,243	-

## 【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	604,075	778,045
当期変動額		
新株の発行	173,970	461,850
当期変動額合計	173,970	461,850
当期末残高	778,045	1,239,895
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	507,341	681,311
当期変動額		
新株の発行	173,970	461,850
当期変動額合計	173,970	461,850
当期末残高	681,311	1,143,161
<b>資本剰余金合計</b>		
当期首残高	507,341	681,311
当期変動額		
新株の発行	173,970	461,850
当期変動額合計	173,970	461,850
当期末残高	681,311	1,143,161
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	797,008	1,118,000
当期変動額		
当期純損失（ ）	320,992	377,047
当期変動額合計	320,992	377,047
当期末残高	1,118,000	1,495,048
<b>利益剰余金合計</b>		
当期首残高	797,008	1,118,000
当期変動額		
当期純損失（ ）	320,992	377,047
当期変動額合計	320,992	377,047
当期末残高	1,118,000	1,495,048
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	314,408	341,355
当期変動額		
新株の発行	347,940	923,700
当期純損失（ ）	320,992	377,047
当期変動額合計	26,947	546,652
当期末残高	341,355	888,008

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
純資産合計		
当期首残高	314,408	341,355
当期変動額		
新株の発行	347,940	923,700
当期純損失( )	320,992	377,047
当期変動額合計	26,947	546,652
当期末残高	341,355	888,008

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純損失( )	317,602	373,657
減価償却費	284	323
退職給付引当金の増減額( は減少)	1,080	3,390
受取利息及び受取配当金	71	75
株式交付費	1,267	6,974
株式公開費用	-	9,469
売上債権の増減額( は増加)	94,221	189,963
未収消費税等の増減額( は増加)	323	1,773
仕入債務の増減額( は減少)	47,730	93,930
未払金の増減額( は減少)	270	42,483
その他	2,009	3,338
小計	359,470	301,589
利息及び配当金の受取額	71	75
法人税等の支払額	2,766	3,390
営業活動によるキャッシュ・フロー	362,164	304,903
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	-	221
無形固定資産の取得による支出	380	-
差入保証金の差入による支出	55	-
長期前払費用の取得による支出	-	237
投資活動によるキャッシュ・フロー	435	458
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	346,672	916,725
株式公開費用の支出	-	9,469
財務活動によるキャッシュ・フロー	346,672	907,256
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	15,928	601,893
現金及び現金同等物の期首残高	301,462	285,534
現金及び現金同等物の期末残高	285,534	887,428

## 【注記事項】

### （重要な会計方針）

#### 1. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 3～15年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。

#### 2. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

#### 3. 引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における簡便法による退職給付債務に基づき計上しております。

#### 4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

#### 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### （会計方針の変更）

#### （減価償却方法の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度から、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

### （表示方法の変更）

#### （貸借対照表）

前事業年度において、独立掲記していた「流動資産」の「未収消費税等」は、資産の総額の100分の1以下となったため、当事業年度から「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「未収消費税等」に表示していた6,708千円は、「その他」として組み替えております。

#### （キャッシュ・フロー計算書）

前事業年度において、独立掲記していた「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「前渡金の増減額（は増加）」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度から「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「前渡金の増減額（は増加）」に表示していた859千円は、「その他」として組み替えております。



（貸借対照表関係）

該当事項はありません。

（損益計算書関係）

一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。なお、当期製造費用に含まれる研究開発費はありません。

前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
264,667千円	206,386千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株 式数（株）	当事業年度増加株 式数（株）	当事業年度減少株 式数（株）	当事業年度末株式 数（株）
発行済株式				
普通株式	11,001	1,933	-	12,934
合計	11,001	1,933	-	12,934
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

（注）普通株式の発行済株式の増加は、第三者割当増資によるものであります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 末残高 （千円）
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	ストック・オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	12,934	2,068,166	-	2,081,100
合計	12,934	2,068,166	-	2,081,100
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 普通株式の発行済株式の増加2,068,166株は、株式分割による増加1,357,389株、公募増資による増加580,000株及び第三者割当増資による増加130,777株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
現金及び預金勘定	285,534千円	887,428千円
現金及び現金同等物	285,534	887,428

(リース取引関係)

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

研究開発計画に照らして必要な資金を、主に増資により調達しております。また、一時的な余資は、短期的な預金等に限定して運用しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、販売管理規程に従って主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (4) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち100.0%が特定の大口顧客に対するものであります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

## 前事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	285,534	285,534	-
(2) 受取手形	-	-	-
(3) 売掛金	206,797	206,797	-
資産計	492,331	492,331	-
(1) 買掛金	93,930	93,930	-
(2) 未払金	53,152	53,152	-
(3) 未払法人税等	5,245	5,245	-
負債計	152,327	152,327	-

## 当事業年度（平成25年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	887,428	887,428	-
(2) 受取手形	9,620	9,620	-
(3) 売掛金	7,213	7,213	-
資産計	904,261	904,261	-
(1) 買掛金	-	-	-
(2) 未払金	10,669	10,669	-
(3) 未払法人税等	6,788	6,788	-
負債計	17,457	17,457	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (千円)
現金及び預金	285,534
売掛金	206,797
合計	492,331

当事業年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (千円)
現金及び預金	887,428
受取手形	9,620
売掛金	7,213
合計	904,261

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

2．退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
退職給付債務(千円)	6,120	9,510
退職給付引当金(千円)	6,120	9,510

（注）当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3．退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
勤務費用(千円)	1,080	3,390
退職給付費用(千円)	1,080	3,390

（ストック・オプション等関係）

1．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名
ストック・オプション数(注)	普通株式 90,000株
付与日	平成18年11月15日
権利確定条件	付与日(平成18年11月15日)以降、権利確定日(平成20年11月15日)まで継続して勤務等していること。
対象勤務期間	平成18年11月15日から平成20年11月15日まで
権利行使期間	平成20年11月16日から平成28年11月15日まで

（注）株式数に換算して記載しております。なお、平成24年8月8日付株式分割（1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成25年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成18年ストック・オプション
権利確定前(株)	
前事業年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後(株)	
前事業年度末	90,000
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	90,000

(注)平成24年8月8日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成18年ストック・オプション
権利行使価格(円)	1,000
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	-

(注)平成24年8月8日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

平成18年11月15日に付与されたストック・オプションについては、付与日時点において未公開企業であったため、本源的価値により算定を行っております。

株式の価値算定に使用した評価技法 DCF法

当事業年度末における本源的価値の合計額 186,300千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額  
該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	2,160千円	3,357千円
研究開発費	27,298	49,243
繰越欠損金	414,423	519,963
その他	1,842	1,973
繰延税金資産小計	445,724	574,537
評価性引当額	445,724	574,537
繰延税金資産合計	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、医薬品開発事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
長瀬産業(株)	185,949	医薬品開発事業

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
長瀬産業(株)	29,100	医薬品開発事業
東和薬品(株)	24,534	医薬品開発事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。



## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	263.92円	426.70円
1株当たり当期純損失金額	268.10円	238.20円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
2. 当社は、平成24年8月8日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
当期純損失(千円)	320,992	377,047
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失(千円)	320,992	377,047
期中平均株式数(株)	1,197,278	1,582,881
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数900個)。詳細は「第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左

（重要な後発事象）

第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行

平成25年2月28日開催の取締役会決議に基づき、平成25年5月1日付で第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行を以下のとおり行っております。

1. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

(1) 発行価額の総額	1,200,000,000円
(2) 発行価額	額面100円につき金100円
(3) 利率	利息は付さない。
(4) 償還金額	額面100円につき金100円
(5) 償還期限	平成30年4月27日
(6) 新株予約権に関する事項	
新株予約権の総数	48個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	635,593株
行使期間	平成25年5月1日から平成30年4月26日まで
転換価額	1株につき1,888円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額	会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
(7) 払込期日（発行日）	平成25年5月1日
(8) 募集の方法及び割当先	第三者割当の方法により、全額をウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合に割り当てる。
(9) 担保・保証の有無	なし。
(10) 資金の使途	バイオ後続品のパイプライン拡充のための研究開発資金

2. 第2回新株予約権

(1) 新株予約権の総数	80個
(2) 新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
(3) 新株予約権の目的となる株式の数	847,440株
(4) 新株予約権の発行価額の総額	15,040,000円
(5) 新株予約権の発行価額	新株予約権1個につき188,000円
(6) 行使期間	平成25年5月1日から平成30年4月27日まで
(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,599,966,720円
(8) 行使価額	1株につき1,888円
(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額	会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
(10) 払込期日（発行日）	平成25年5月1日
(11) 募集の方法及び割当先	第三者割当の方法により、全額をウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合に割り当てる。
(12) 資金の使途	バイオ後続品のパイプライン拡充のための研究開発資金

## 【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

該当事項はありません。

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	460	-	-	460	460	-	0
工具、器具及び備品	6,287	221	-	6,508	5,925	167	582
有形固定資産計	6,747	221	-	6,968	6,385	167	582
無形固定資産							
商標権	380	-	-	380	57	38	323
無形固定資産計	380	-	-	380	57	38	323
長期前払費用	237	237	-	474	336	118	138

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

該当事項はありません。

## 【引当金明細表】

該当事項はありません。

## 【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

## (2)【主な資産及び負債の内容】

## 流動資産

## イ 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	47
預金	
普通預金	367,380
定期預金	520,000
小計	887,380
合計	887,428

## ロ 受取手形

## 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
東和薬品(株)	9,620
合計	9,620

## 期日別内訳

期日別	金額(千円)
平成25年4月	9,620
合計	9,620

## ハ 売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
東和薬品(株)	7,213
合計	7,213

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A) + (D)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	2 (B)
206,797	60,148	259,732	7,213	97.3	365 649

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

## 流動負債

該当事項はありません。

## (3)【その他】

## 当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	2,600	40,601	40,901	60,534
税引前四半期(当期)純損失金額( ) (千円)	71,911	116,463	299,699	373,657
四半期(当期)純損失金額( ) (千円)	72,759	118,158	302,242	377,047
1株当たり四半期(当期)純損失金額( ) (円)	55.44	88.06	212.66	238.20

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失金額( ) (円)	55.44	33.11	116.57	36.02

- (注) 1. 当社は、平成24年11月30日付で東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、第1四半期及び第2四半期の四半期報告書は提出しておりませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期会計期間、当第1四半期累計期間、当第2四半期会計期間及び当第2四半期累計期間の四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。
2. 当社は、平成24年8月8日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純損失金額を算定しております。

## 最近の業績の概要

第14期第1四半期累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)における売上高の見込みは、以下のとおりであります。なお、下記の数値につきましては、決算処理確定前の暫定数値であり、変動する可能性があります。また、売上高以外の指標につきましては、現時点で算出することは困難であり、記載を行うことにより投資判断を誤らせるおそれがあるため、記載しておりません。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりません。

売上高 (千円)	11,294
----------	--------

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行います。 ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下のとおりであります。 <a href="http://www.g-gts.com">http://www.g-gts.com</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から本書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書  
事業年度（第13期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月28日北海道財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類  
平成25年6月28日北海道財務局長に提出。
- (3) 四半期報告書及び確認書  
（第13期第3四半期）（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）平成25年2月13日北海道財務局長に提出。
- (4) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類  
平成24年10月25日北海道財務局長に提出。
- (5) 有価証券届出書（第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権発行）及びその添付書類  
平成25年2月28日北海道財務局長に提出。
- (6) 有価証券届出書の訂正届出書  
平成24年10月25日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書  
平成24年11月12日、平成24年11月20日及び平成24年11月21日北海道財務局長に提出。
- (7) 有価証券届出書の訂正届出書  
平成25年2月28日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書  
平成25年4月26日北海道財務局長に提出。
- (8) 臨時報告書  
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年4月26日に北海道財務局長に提出。

### 第三部【提出会社の保証会社等の情報】

#### 第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

#### 第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

#### 第3【指数等の情報】

該当事項はありません。



#### 第四部【特別情報】

##### 第1【最近の財務諸表】

該当事項はありません。

##### 第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月27日

株式会社ジーンテクノサイエンス  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 都甲 孝一  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋田 英明  
業務執行社員

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーンテクノサイエンスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーンテクノサイエンスの平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年2月28日開催の取締役会決議に基づき、平成25年5月1日付で第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジーンテクノサイエンスの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ジーンテクノサイエンスが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。